

旭川医科大学

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	基準ごとの評価	2-(2)-4
	基準1 大学の目的	2-(2)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(2)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(2)-9
	基準4 学生の受入	2-(2)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(2)-16
	基準6 教育の成果	2-(2)-27
	基準7 学生支援等	2-(2)-30
	基準8 施設・設備	2-(2)-34
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(2)-37
	基準10 財務	2-(2)-40
	基準11 管理運営	2-(2)-42
<参 考>		2-(2)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-50
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-52
iv	自己評価書等	2-(2)-58
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(2)-59

I 認証評価結果

旭川医科大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「北海道の総合力を生かすプロ養成プログラム」（札幌医科大学、北海道大学、北海道医療大学と共同申請）の平成 19 年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランの採択を受けて、専門医師、メディカル養成コースとして、平成 20 年度より大学院修士課程にがん看護専門看護師養成コースを置き、博士課程では臨床研究者コースにがん専門医資格取得プログラムを準備している。
- 平成 19 年 4 月から医学系研究科博士課程を従来の 4 専攻から 1 専攻に集約し、研究者コースと臨床研究者コースを設けて、教育課程の編成方針を明確にし、共通科目（「基盤医学特論」「先端医学特論」「医学論文特論」）を履修させることにより、大学院教育の実質化とコースワークの充実・強化に努めている。
- 平成 18 年度から教員評価システムを導入し、全教員の総合的な評価を実施している。
- 学生による授業評価の結果を、教育研究基盤校費の傾斜配分額決定に際して、評価項目の 1 つとしている。
- 態度・技術等の評価指標を含めて入学時から卒業後までを追跡する学生トレース支援システムの構築に向けて取り組んでいる。
- 臨床実習をコア化するとともに、僻地医療実習及び選択実習等を積極的に導入している。
- チュートリアル教室が整備され、有効に活用されている。
- 図書館を、学生も含めて 24 時間利用できるようにしている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院修士課程のシラバスの充実が求められる。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学学則第 1 条に「国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。」と定めており、これを踏まえて、「豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する」「地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる」「教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の養成に努める」という教育の理念及び教育の目標を掲げている。現在の教育の理念及び教育の目標は、社会の新たな医療ニーズに応えるため平成 17 年度に見直したものである。

これらのことから、目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に示している大学の目的及び使命は、国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法第 52 条に基づき定めている。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則第 1 条には「医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。」と定めている。

平成 18 年度には、大学院の基本理念を掲げ、修士課程及び博士課程のそれぞれに教育目標を定めてい

る。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的（教育理念・目標）は、『旭川医科大学概要』、大学案内、募集要項、『学生生活のしおり』等に掲載されており、必要に応じて教職員及び学生に配付されている。

また、新入学生に入学時のガイダンスで説明するほか、医学科では「社会医学基礎Ⅰ」、看護学科では「人間科学Ⅱ」において、学長自らが講義を行い、大学の目的、現況等を説明しており、医師像、医学研究者像、看護師・保健師・助産師像を模索している学生に、大学の目的を知る場を提供している。

『旭川医科大学概要』、さらには入学式、卒業式の際に教育理念などを説明した学長式辞などを大学ウェブサイトにも掲載し、また、教員評価実施の際に配付する『教員評価実施要項』にも教育理念を掲載するなど周知を行っている。

これらのことから、目的が多様な媒体・手段によって大学の構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

入試説明会やオープンキャンパス時に、高校生、保護者及び高校教諭に対して『旭川医科大学概要』、大学案内、募集要項を配布し、大学の目的を説明している。さらに、大学ウェブサイトにも目的を掲載している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成」し、「医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献すること」（学則第1条）を目的として、医学部に医学科及び看護学科を設置している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-1② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、医学科では基礎教育科目、看護学科では一般基礎科目として位置付けられ、医学科、看護学科の共通授業として開講されており、主として一般教育部局（11 学科目）の教員が担当している。さらに、教養教育の要素を多分に含む統合講義・実習の一部を全学の教員が支援している。

カリキュラム等に関しては、毎年実施している学生による授業評価結果等を踏まえて、一般教育部局内で検討の上、教養教育と専門教育を一体として教育課程編成委員会、教務・厚生委員会の審議を経て、教授会において決定し、実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2-1-1③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、医学科及び看護学科から構成する医学部を基礎に医学系研究科を設置し、修士課程の看護学専攻及び博士課程の医学専攻を置いている。

修士課程の看護学専攻は平成 12 年 4 月に設置された。最近の医療現場では医療の高度化・専門分化が進み、看護分野においても特定の専門知識や技術などの実践能力が求められており、平成 19 年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに「北海道の総合力を生かすプロ養成プログラム—大学、地域、病院の連携を生かしたがん専門医療人の育成を目指して」（札幌医科大学、北海道大学、北海道医療大学と共同申請）が採択されたことから、がん看護領域に係る専門看護師等の養成を視野に入れて、平成 20 年度よりがん看護専門看護師養成コースを設置する。

博士課程の医学専攻は、以前は細胞・器官系、生体情報調節系、生体防御機構系、人間生態系の 4 専攻で構成されていたが、平成 19 年 4 月に改組し、これまでの 4 専攻を医学専攻の 1 専攻に集約した。また、入学定員を 30 人から 15 人に削減した。

さらに医学専攻の中には、先端的な研究を目指す研究者を養成する研究者コースに加えて、倫理観を有する専門性の高い診断・治療技術に裏打ちされた、優れた臨床研究・臨床試験推進能力を備えた臨床医の養成を目指す臨床研究者コースを改組と同時に新たに設けた。がんプロフェッショナル養成プランに関しては、臨床研究者コースにおいて、がん専門医資格取得のためのプログラム構築を進めている。また、附属病院に腫瘍センターを設置し、臨床実地修練及び実習の場を提供している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンター等として、入学センター（平成14年4月設立、16年4月改組）、教育センター（平成18年11月）、保健管理センター（昭和59年4月）、動物実験施設（昭和53年4月）、実験実習機器センター（昭和56年4月）、放射性同位元素研究施設（昭和50年11月）、情報処理センター（平成11年4月）、附属病院（昭和51年5月）を設置している。特に、教育センターは、「医学・看護学の教育等に関する研究並びに小委員会（教務・厚生委員会の下部組織）、入学センター及び卒後臨床研修センターとの有機的な連携を図ること」を目的に設置され、専任教授を1人配置して、入学者選抜から卒後臨床研修まで体系的な教育課程の編成や教育方法等の研究を推進し、医学科及び看護学科の教育課程の企画立案、医学教育及び看護学教育の点検・評価を行う体制の構築を進めている。地域や僻地医療に情熱と関心のある医療職者を育成するために僻地医療実習を実施しているが、学生のニーズにあった、より多様な施設の選択を可能とするため、地域・僻地医療教育実践センター運営委員会において新たな実習施設を確保している。なお、地域医療、国際協力に取り組んでいる附属病院の遠隔医療センターは、積極的に学部教育及び大学院教育に利用されている。同じく附属病院腫瘍センターも大学院教育の場としての役割を担っている。

全学的センター等は、各規程において目的を定めており、それぞれが教育及び研究を支援している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究評議会は、教育研究評議会規程により、教育に係る中期目標、中期計画、年度計画のほか、学則、教育研究に係る重要な規則、教員人事に関する事項等を審議しており、原則として毎月開催（平成18年度14回開催）している。

教授会は、教授会規程により、教育課程の編成、学生の入退学、試験、卒業、厚生補導に関する事項等を審議しており、原則として毎月開催（平成18年度12回開催）している。

大学院委員会には、大学院委員会規程により、修士課程委員会及び博士課程委員会が置かれ、専攻・課程の設置・改廃、大学院担当教員の選考、教育課程の編成、学生の入退学、試験及び単位の認定に関する事項等を審議している。修士課程委員会は必要の都度開催（平成18年度6回開催）し、博士課程委員会は

原則として毎月開催（平成 18 年度 10 回開催）している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務全般を検討するため、教務・厚生委員会を組織し、原則、月 1 回の開催となっているが、重要な審議事項がある場合などには適宜委員会を開催している。委員は、一般教育、基礎医学講座、臨床医学講座及び看護学講座の教員で編成している。教務・厚生委員会では、例えば学年暦や授業時間割案、卒業・進級判定、入学生・編入学生の既修得単位認定などについて審議している。

また、教務・厚生委員会の下部組織には、特定事項を検討する小委員会として、教育課程編成委員会、授業評価委員会、臨床実習委員会、チュートリアル教育実施委員会、早期体験実習委員会、C B T 実施委員会、基本的臨床能力教育実施委員会、地域・僻地医療教育実践センター運営委員会、スキルズ・ラボラトリー管理運営委員会を置いている。これらの小委員会において教育課程や教育方法等を検討した結果は、教務・厚生委員会に集約し、その重要度に応じて、教授会、教育研究評議会で審議又は報告し、教育活動に反映している。なお、これまでにカリキュラムの改正は平成 11 年度、平成 14 年度に実施し、現在は平成 21 年度の改正に向けて取り組んでいる。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「北海道の総合力を生かすプロ養成プログラム」（札幌医科大学、北海道大学、北海道医療大学と共同申請）の平成 19 年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランの採択を受けて、専門医師、コメディカル養成コースとして、平成 20 年度より大学院修士課程にがん看護専門看護師養成コースを置き、博士課程では臨床研究者コースにがん専門医資格取得プログラムを準備している。
- 平成 19 年 4 月から医学系研究科博士課程を従来の 4 専攻から 1 専攻に集約し、研究者コースと臨床研究者コースを設けて、教育課程の編成方針を明確にしている。
- 平成 18 年 11 月に教育センターを設置し、入学センター及び卒後臨床研修センターと連携して、入学者選抜から卒後臨床研修までの体系的な教育課程の編成や教育方法等の研究、さらに医学科及び看護学科の教育課程の企画立案、医学教育及び看護学教育の点検・評価を行う体制の構築を進めている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織は、医学部医学科及び看護学科の専門科目担当教員は講座制、一般教育担当教員は学科目制により編制することを組織及び運営規則第22条に定め、この基本方針に従って教員配置を行っている。

なお、より質の高い教育研究活動の展開に向け、中期計画に「教育研究組織の見直しの方向性」を掲げ、将来構想検討委員会において取りまとめた「教育研究組織の見直しの方向性等について」（医学部の小講座を大講座への再編、一般教育の充実など）を基本的方針として掲げている。平成19年度には、一般教育担当の学長補佐を設け、教養教育の充実に向けて取り組んでいる。

学校教育法改正に対応して、平成19年度から、助手全員及び主として教育研究に従事していた教務職員6人中4人を助教に移行し（2人は技術専門職員へ配置換）、助手の職は置かないこととしている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

医学科では収容定員590人（在籍者数583人）に対して教員272人（専任教員195人、非常勤講師77人）、看護学科では収容定員260人（在籍者数261人）に対して教員43人（専任教員24人、非常勤講師19人）を配置している。また、大学院の収容定員137人（在籍者数114人）に対し、専任教員のうち211人が兼任で教育に当たっている。一般教育担当の専任教員は18人である。

看護学科において、平成19年4月から精神保健看護学の教授、准教授が欠員となっているが、平成20年4月に教授を充員する予定である。

主要な授業科目は、学部又はセンター等に所属している専任の教授、准教授が担当し、非常勤講師（平成19年度は105人）が一部の基礎教育科目と専門教育科目を担当している。

さらに学外病院における臨床実習、臨地実習の充実のために、学外病院のスタッフや実務指導者に対して臨床指導教授等の称号を付与し、指導体制の充実を図っている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 医学部医学科：195 人（うち教授 31 人）
- ・ 医学部看護学科：24 人（うち教授 8 人）
- ・ 医学部一般教育：18 人（うち教授 6 人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 8 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 10 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 35 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 157 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教授選考については原則的に公募制を導入しており、平成 18 年 3 月から教員を対象に申告による任期制（一律 5 年、再任可）を導入し、再任基準を設けている。任期制適用者の再任審査は、助教以上の教員に毎年実施する教員評価に基づいて行うこととしている。平成 19 年 5 月 1 日の段階における任期制適用率は 58.1%となっている。また、教員の流動性が高いため、特別な配慮を要することなく年齢構成のバランスが取れている。

女性教員の占める割合は、平成 19 年 5 月現在 15.4%であるが、医学科において平成 16 年に女性教授を採用し、平成 18 年には女性講師を助教授に昇任させている。また、平成 19 年 1 月に学内に保育園を設置し、女性教員が活動しやすいような配慮も行っている。看護学科教員の約 80%は女性教員である。なお、従来から英語教育の充実を図るため、外国人教師 1 人（英語担当、非常勤）を配置している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学設置基準に規定する教員の資格に基づき教員の選考基準を定め、教員の採用及び昇任の手続きについては、教員の選考等に関する規程に基づいて行っている。教授選考に関する候補者の履歴には、学士課程及び大学院教育に関する実績が記載され、また、候補者による講演会を開催している。これらの事項を選考の基準に含めて教育研究評議会において採用を決定している。准教授・講師・助教の採用・昇任に関しては、教育研究評議会が候補者から提出された教育研究上の実績等を基に教員の適性を判定している。また、毎年実施する教員評価の教育に関する評価の結果を教員の昇任審査の参考とすることとしている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成 18 年度から教員評価システムを導入し、全教員を対象に教員評価を実施している。実施サイクルは毎年度とし、評価領域の 1 つに「教育」を設定している。評価は、教員自らが設定した目標に即して行い、さらに、教員の職種、職務等の特殊性や専門性などに応じて付されたウエイトを勘案して総合的に評価している。評価結果は、各教員にフィードバックし、教員の活動の活性化と改善に役立てている。現在、評価結果に基づくインセンティブ付与の実現に向けて、現行の評価システムを検証し、評価方法の確立と評価基準の改善等に取り組んでいる。

平成 13 年度から教務・厚生委員会の下に授業評価委員会を設置し、授業担当教員全員を対象に学生による授業評価を実施している。実施サイクルは、毎年度前・後期の 2 回とし、評価項目は、①学生自身について（4 問）、②教員の講義計画（2 問）、③教員の教育意欲及び態度（2 問）、④講義技術・内容（8 問）、⑤総合評価（1 問）の 5 項目、17 問を設定している。評価の結果は、各教員にフィードバックし、自身の授業内容・授業技術等の改善に役立てており、当該評価の実施ごとに授業評価委員会において集計し、職員・学生等に配付する広報誌『かぐらおか』に上位 20% 以内の教員の所属・氏名・学科目名等を、ベスト 3 の教員については本人のコメントも付けて掲載するとともに、大学ウェブサイトを通じて学内外に公表している。また、平成 18 年度からは、授業評価の結果を、教育研究基盤校費の傾斜配分額決定に際して、評価項目の 1 つとしている。平成 18 年度の評価においては、評価の低い教員は極めて少ない状況である。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員組織は、講座制、学科目制を採り、学科目の教員は主として基礎教育科目を、講座の教員は主として専門教育科目を担当し、担当科目の内容と関連を持った研究活動を行っている。

また、特に教授の採用に際しては、研究活動や教育実績を検証している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程の支援は、教務部長を筆頭に、主に教務部学生支援課が所掌しており、課長以下 9 人（課長補佐、教務係、大学院・留学生係、実習教育係）の事務職員を配置し、これに対応している。また、教務部図書館情報課においても、学術情報リテラシー教育のサポートを行っている。

これらの職員に加え、各講座、学科目、学内共同利用施設には事務職員のほか、技術職員等を配置し、学生実験の補助などを通して教育に携わっている。

また、チュートリアル教育等の学部教育を支援するため TA 制度を採用しており、平成 17 年度には 16 人、平成 18 年度には 22 人（博士 21 人、修士 1 人）を採用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育

補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成18年度から教員評価システムを導入し、全教員の総合的な評価を実施している。
- 学生による授業評価の結果を、教育研究基盤校費の傾斜配分額決定に際して、評価項目の1つとしている。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは、平成 13 年 3 月に制定され、求める学生像として「医師・看護職者としての適性ととともに地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生」を掲げている。アドミッション・ポリシーは、『旭川医科大学概要』、大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項、大学ウェブサイト及び携帯電話サイト並びに大学入試センターのハートシステムなどで、受験希望者、保護者、高等学校の進路指導担当教諭などに向け公表している。また、毎年受験希望者等を対象に開催するオープンキャンパス、大学説明会、高等学校訪問及び関係者との懇談会等で教育理念・目標と併せてアドミッション・ポリシーについて説明・周知に努めている。特にアドミッション・ポリシーに沿って入学者を選抜するAO入試では、平成 19 年度入試においては医学科 88 人（募集人員 20 人）、看護学科 20 人（同 10 人）の受験者があり、アドミッション・ポリシーが周知されていると判断される。

大学院のアドミッション・ポリシーは、平成 18 年 11 月に大学院の基本理念、教育目標とともに見直しを行い、学生募集要項や大学ウェブサイトに掲載しているほか、オープンキャンパス等でも広く周知している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーでは、「医療職者としての適性」の 1 つである学力のみならず、地域社会への関心や問題発見・解決の意欲・行動力を謳い、その方針に沿った入学者を選抜するため、入学定員 170 人のうち、一般選抜 70 人（医学科・後期日程 50 人を除く。）、AO入試 30 人（医学科 20 人、看護学科 10 人）及び編入学試験 20 人において、学力試験のほか面接試験、小論文等の人物評価試験を課し、これらの成績を総合的に審査して合格者を判定している。

特に平成 14 年度入試からは、受験生の適性・意欲及び将来性等を総合的に評価するAO入試を導入した。このAO入試の一次選抜では、基礎学力を評価する適性能力検査、集団面接及び課題論文テストを、二次選抜では問題発見、解決の意欲、行動力の評価に特化した集団面接及び個人面接等を課している。

大学院入試においては、修士課程は小論文及び志望する専門領域に関する口述試験等、博士課程は学力検査（英語）及び面接等により選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人及び編入学生における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、一般学生と同様である。

編入学生の受入には、医学科第2年次後期編入学として定員 10 人及び看護学科第3年次編入学として定員 10 人を割り振り、また、私費外国人留学生及び帰国子女特別選抜として若干人の選抜を実施している。これらの募集要項には、教育の理念・目標及びアドミッション・ポリシーを明記するとともに、試験には面接等を取り入れ、学力試験の成績、面接の評価点を総合的に審査し、合格者を判定している。

社会人に関しては、平成 19 年度大学院入学試験より一般選抜と社会人特別選抜を一本化しているが、より多くの社会人が受験できるよう学力検査の試験科目等に配慮した選抜方法に変更した。具体的には、博士課程は学力検査のほか、アドミッション・ポリシーに沿った学生評価を行うため面接試験を実施している。修士課程も小論文と口述試験を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学生の入学に関する基本方針は教育研究評議会で審議し、各年度の学生選抜要項を決定している。入試の実施に当たっては、学長を委員長とする入学試験委員会で基本方針に沿って企画立案し、教授会で合格者を決定している。

試験を円滑に実施するため、入学試験委員会の下にAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会及び地域枠推薦入学試験実施委員会の5実施委員会を設置している。学力検査委員会には、各々の試験の出題科目ごとに出题部会、点検部会及び採点部会の専門部会を設け、委員はそれぞれ学長が委嘱し、職務と責任は委嘱状に明記している。

さらに、各委員会による公正な入試を円滑に実施するための組織として、学長の下に入学センターを設置している。入学センターには、センター長（副学長が兼務）と副センター長（専任教授）及びセンター員7人（教員が兼務）を配し、円滑な業務の遂行のため、毎月定期的にセンター会議を開催している。

大学院の入試では、修士課程と博士課程ごとに大学院委員会で審議し、それぞれの小委員会において実施体制等を決定し、公正な試験を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するため、入学センターでは、入学者選抜方法の調査及び研究並びに入学者の追跡調査及び研究等を行い、その活動内容は入学センター活動報告書としてまとめられている。

従来は、学力評価指標による追跡が主体であったが、アドミッション・ポリシーに沿っているかを検証するために、態度・技術等の評価指標を含めて入学時から卒業後までを追跡する学生トレース支援シ

システムを構築中である。今後、学力以外の評価尺度の研究・開発を入学センターが中心となって進め、AO入試の選抜方法をさらに検証し、よりアドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得を目指すこととしている。

さらに、各試験の実施後に面接担当教員にアンケート調査を実施し、その結果を参考に各試験実施委員会（AO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会、地域枠推薦入学試験実施委員会）で次年度の実施に向けた評価を行うとともに、入学センター会議でさらに評価し、次年度入試の改善に役立てる体制を採っている。その結果として、平成17年度からは推薦入試をAO入試と統合し、両者の長所を兼ね備えた新AO入試を実施している。

学士編入学（2年次後期入学）については、平成12年度からの入学者の入学後の学業成績等の調査結果に基づき、平成16年度から定員を5人から10人に増員している。

さらに、医学部医学科では、平成20年度から大学の設置目的の趣旨を踏まえて、道北・道東等の地域出身者に限定した特別選抜（地域枠推薦入学、10人、大学入試センター試験を課す）を設けて地域医療の充実を目指している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔学士課程〕

- ・ 医学部医学科：1.00倍
- ・ 医学部看護学科：1.00倍

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.72倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.67倍

博士課程においては、平成19年度にこれまでの4専攻を1専攻（2コース制）に再編し、入学定員を30人から15人へと改組しており、入学定員を適正化するための取組が行われた結果、平成19年度には1.53倍に達している。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院博士課程を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 態度・技術等の評価指標を含めて入学時から卒業後までを追跡する学生トレース支援システムの構築に向けて取り組んでいる。
- 入学センターにおける選抜方法の検討を改善に役立てている。
- 特別選抜（地域枠推薦入学、10人）を設けて地域医療の充実を目指している。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

教育理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与される学位（医学士・看護学士）に沿った教育課程を構成している。教養教育科目（医学科では基礎教育科目、看護学科では一般基礎科目）の履修も適切に配分されている。

医学科では、必修科目 213 単位のほか、開講選択科目 35 単位中 8 単位以上を修得することになっており、合計 221 単位以上を卒業要件としている。専門の必修科目の内容については、国公立医科大学（医学部）共通のモデル・コア・カリキュラムに準拠しており、遺漏や過度の重複を避けているが、新しい科目等の導入によりやや過密になっている傾向が認められるため、重複等の改善方策の検討を行っている。

医学科カリキュラムの最大の特徴として、医師に必要な高度な知識・技術の効果的な育成のために、基礎教育、基礎医学、臨床医学の3領域及び各内部での諸分野をそれぞれ有機的に結ぶ統合カリキュラム（「生命科学」「社会医学」「基礎医学」「臓器別・系別講義」など）を第1学年から第6学年まで展開している。

地域医療への貢献という目標への動機付けのために、低学年生に「早期体験実習」を課し、また、生涯を通じた自学自習の態度を養うために「医学チュートリアル」を導入しており、さらに、医療者としての自立を目指して臨床実習では地域医療機関と連携した診療参加型臨床実習（僻地医療実習を含む）を実施

している。そのために必要な全国的なレベルの技能は共用試験OSCE（Objective Structured Clinical Examination；客観的臨床能力試験）で、知識については共用試験CBT（Computer- Based Testing；コンピュータを用いた客観試験）で評価している。

一方、看護学科では、必修科目109単位のほか、開講選択科目50単位中16単位以上を修得することになっている。この学科では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り看護職者に必要な必修科目が、第1学年から一般基礎科目（教養科目）だけでなく専門基礎科目や専門科目も学ぶくさび型カリキュラムデザインによって展開されており、学年の進行に合わせて各学年で到達すべきレベル目標を明確にし、自らの学びを効果的にできるようにしている。

選択科目については、両学科とも、いわゆる一般教育の科目を中心に展開し、特に、医学科・看護学科の相互理解を図り協調性を養うために、低学年次の教養教育は両学科合同の選択科目として実施するカリキュラムを採用している。この合同科目群は、大学設置基準にも謳われている「豊かな人間性」や「幅広く深い教養」を涵養するために、人文・社会・自然の各領域及びこれら3領域の有機的統合領域にわたって開講している。医学科では、第3・4学年に「選択必修コースⅠ～Ⅵ」、第6学年にアドバンス臨床実習（ジュニア研修医実習）・選択臨床実習・自由選択臨床実習を設けている。看護学科では、特別講義や助産学が選択制となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与される学位に沿って教育課程を編成し、授業内容を展開している。

医学科では、平成14年度からモデル・コア・カリキュラムを取り入れており、その構成・内容等については、教務・厚生委員会及びその下部組織である教育課程編成委員会において検討・検証しており、各教員にモデル・コア・カリキュラムへの準拠状況を調査し、授業内容の不足や過度の重複がないよう留意している。

医学科の基礎教育科目は、「医学英語」及び「自然科学入門」を除き全て選択科目として展開しており、現代社会人として幅広く深い教養を養うため、自らの学習状況に応じて自由に選択できるように配慮している。医学科における臨床実習においては、患者の了解が得られる場合に、学生の診療参加型実習を積極的に導入している。コア臨床実習では、各診療科単位で実習の内容、医行為の水準を定めている。

看護学科の一般基礎科目は、看護学を学ぶための基盤として、多角的視点、科学的思考力及び国際的に活動できるための基本的技能を育み、生命の尊厳を学び、豊かな感性や人間性を養うための学習内容になっている。

両学科とも教養英語だけでなく医学英語・看護学英語を重視し、国際的コミュニケーション能力や、国際交流・国際貢献のための幅広い視野と能力の習得に留意している。

医療者にとって大切な生命の尊厳と医の倫理をわかまえる能力、病める人を思い遣る心については、両学科とも、広義の倫理を扱う科目で涵養している（医学科では「社会医学基礎Ⅰ～Ⅳ」「臨床医学概論Ⅰ～Ⅳ」など、看護学科では「人間科学Ⅰ～Ⅲ」など）。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

授業の内容は、医学科の選択必修コースに見られるように各講座等で行われている教員の最新の研究活動や学問の進歩を反映させたものになっている。例えば、「選択必修コースⅠ（ニューロサイエンスコース）」においては、最近の脳科学がどのように脳機能の解明に繋がり、脳科学の知識がどのように今後の脳研究や様々な神経疾患の病態生理機序の解明や診断、そして新たな治療法の確立に繋がるのかを概説している。これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の実業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

医学科では、医学教育の基礎となる物理学、化学、生物学のうち、高校までに履修していない科目についてのリメディアル教育を必修にして、入学直後の4月に各20時間にわたって実施し、5月以降の本格的な教育に当たってどの学生にも支障が生じないよう配慮している。

医学科・看護学科とも、毎年、編入学者を受け入れており、他大学で修得した成績を既修得単位として認定している。さらに、看護学科では、編入学者用の授業時間割を編成することによって、編入学者が不利にならないよう配慮している。

また、放送大学、北海道教育大学旭川校とそれぞれ単位互換に関する協定を、東京女子医科大学とは特別聴講学生に関する協定を締結しており、単位互換ができるようになっている。

看護学科では、看護師と保健師の資格取得を目指した教育を展開し、さらに、希望者には、選択科目を受講して国家試験に合格すれば助産師の資格も取れるよう配慮している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業科目の単位数は、学則に明示しており、学生には『学生生活のしおり』を通して入学時に周知・徹底している。

授業時間数の確保に努め、予定されていた時間が休講となった場合には原則として後日に補講をするなどの措置も取られている。医学部3年次のカリキュラムが過密であり、自習時間、自己学習時間が不足している傾向があるが、全体として週の授業時間との関係で自習時間を設けている。

医学科では、将来の国家試験などを踏まえつつ、カリキュラムの最大の特徴の1つである「医学チュートリアル」など自学自習を主体とする科目を実施するとともに、時間割上「医学チュートリアル」の後に自習時間を確保するなど、学生が自ら進んで学習する習慣を養っている。

看護学科では、将来の国家試験などを踏まえつつ、くさび型カリキュラムを実施している。各学年における到達すべきレベル目標及び「卒業生特性」（卒業時の到達目標）も『学生生活のしおり』において提示し、自らの学びを効果的に確認できるようにしている。

また、学習する場として図書館の24時間開館、講義室やチュートリアル室の空き時間使用などを支援している。

成績評価に当たっては、多くの科目で出席状況を重視し、複数回にわたりレポートを課している。

さらに、全ての学年に学年担当教員として、医学科1・2年生に一般教育の教授、3・4年生に基礎医学の教授、5・6年生に臨床医学の教授、看護学科1～4年生には看護学科の教授を配置し、学生が修学指導・相談などを随時受けられるよう便宜を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

授業形態（講義・演習・実験・実習等）については、医学科では講義 65%、演習・実習 35%、看護学科では講義 73%、演習・実習 27%となっている。

特色ある授業についての具体例として、医学科の第1学年と第4学年に実施している演習「医学チュートリアル」は、6～7人の少人数で構成された学習グループにより、医学を学ぶ上で最も大切な自学自習の学習態度を身に付けるため、身近な事柄から問題点を見つけ、対話や討論によってそれを掘り下げて最新の知識に至るまで自学自習していく方式の授業である。専用のチュートリアル教室には、教科書、参考書及びインターネットに繋がったコンピュータなどが整備されており、最新の知識が学べるように配慮している。

第1学年で開講される「生命科学Ⅲ」は、医学を学習する上で必要な統計学を学び、情報処理実習室（パソコン100台設置）を使用し、データを収集・加工・発信、ネットワークと情報機器を正しく理解し、適切な処理能力を養う授業である。

ほかにも、大講義室等で視聴覚教材（ビデオやDVDなど）を活用した授業が展開されている。さらに、遠隔医療センターのシステムを活用して、学生の教育にも効果を上げている。

第1・2学年で実施される「早期体験実習」は、入学直後から、毎日の学習は、全て医師になる自分のために行うという強い動機付けを行うためのフィールド型授業で、医療・保健・福祉施設などの現場を体験させ、実際に病苦に悩む患者に直面することで、人命を預かる医師としての強い使命感を芽生えさせる。

看護学科では、医療現場で真に貢献できる看護職者の育成のために、低学年から具体的・実践的な教育を重視している。低学年から専門科目を取り入れたくさび型カリキュラムを実施しており、特にフィールド型授業である「基礎看護学実習」を第1学年から実施し、実際に医療現場で患者と接することにより暖かな心を持ち自立できる看護職者の育成に留意している。

両学科とも、複数教員で担当する科目（いわゆる統合科目）には責任者（コーディネーター）を置き、それをシラバスにも明記し、授業内容が教育課程編成の趣旨に沿うよう配慮している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

医学科、看護学科ともにシラバスを作成しており、入学時のオリエンテーションにおいて配付し説明す

るとともに、各授業科目の初講時においても説明している。また、大学ウェブサイトにも公開されている。

シラバスの内容は、担当教員氏名、対象学年、開講時期、単位数、コマ数、履修の目的、授業の形式、成績評価の基準等、学生へのメッセージ、コマごとの履修主題と履修内容、教科書・参考書であり、ページごとにまとまっていて学生が利用しやすくなっている。

学生による授業評価には「各担当教員は履修主題に沿って行いましたか」という設問があり、教員には、常にシラバスを意識した授業構成が課されている。この評価項目に対する学生の評価は、どの教員の場合も概して高くなっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

医学科の「医学チュートリアル」など、自学自習を主体とする科目を適宜取り入れることで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。学習する場としては、図書館の24時間開館、講義室やチュートリアル室(15室)の空き時間使用などにより支援している。

医学教育の基礎となる物理学、化学、生物学については、「自然科学入門」という授業で基礎学力不足を補うリメディアル教育を実施している。

医学科・看護学科合同の教養選択科目「教養概論」では、文科系の基礎学力(漢字・ことわざ・熟語の知識などの充実や、高校地歴・公民分野の復習など)に配慮したリメディアル教育を実施している。

両学科の全ての学年に1人ずつ配置されている学年担当教員が、常に学生の成績や学習態度・出席率などを把握することに努めており、成績不振の学生や欠席がちな学生がいた場合には、学生本人、場合によっては保護者にしかるべきアドバイスをする体制を確立している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価については、医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程及び医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程に基づき、定期試験の成績、レポート、中間試験、出席状況などを考慮し総合的に評価し、優(80~100点)、良(70~79点)、可(60~69点)、不可(0~59点)の4段階で行われており、優、良及び可を合格としている。成績評価基準については、科目ごとにシラバスの中に明示している。医学科臨床実習、看護学科臨床実習においては、到達目標が設定され、評価基準と評価表が示されている。医学科のアドバンス臨床実習等についても、コースごとに目標と評価方法が定められている。

卒業要件としては、学則第33条に明示されており、医学科は6年以上在学し、必修科目213単位及び選択科目8単位以上、合計221単位以上を修得、看護学科は、4年以上在学し、必修科目109単位及び選択科

目16単位以上、合計125単位以上を修得することとなっている。

また、成績評価及び卒業認定については、入学時のオリエンテーションでシラバスや『学生生活のしおり』を配付して、説明している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、授業時間数の3分の2以上の出席を前提とし、定期試験の成績、レポート、中間試験、出席状況などにより総合的に評価している。

単位認定については、上記の要素を基礎データとして授業担当教員が行っている。また、科目や担当者による著しいばらつきを減らす工夫として、学年担当者会議での成績確認、さらに、教務・厚生委員会での確認を行っている。

進級及び卒業認定については、前述の最終単位を教務・厚生委員会及び教授会で審議・認定している。これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

個々の学生の成績評価に際しては、担当教員の独断によらないよう学年担当者会議で成績確認を行っている。さらに、教務・厚生委員会及び教授会においても確認を行っている。

学生からの異議申立てを受ける制度は、規程としては定められていないが、全学年に学年担当教員が配置されており、履修上の問題等についての相談が可能となっている。

さらに、試験問題は5年、試験答案及びレポート等は1年未満の保存を教員に義務づけ、万一の不測の事態に備えているが、成績評価において学生の不満で問題となった事例はない。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

修士課程（看護学専攻）では、「豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成」、「看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成」、「看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成」を教育目標に掲げ、各専門領域で構成する教育課程を編成している。

博士課程（医学専攻）では、「秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成」、「地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成」、「国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成」を教育目標に掲げ、研究者コースと臨床研究者コースに専門領域ごとの教育課程を編成している。両コースの共通科目としては、「共通基盤医学特論」「共通先端医学特論」「共通医学論文特論」の3科目10単位を、コース別に「医学基盤演習」2単位を設定している。

また、平成18年度から共通講義を新設するなど教育課程の改革に着手している。例えば、様々な分野を横断的に網羅する「共通先端医学特論」を共通科目として必修化し、幅広い知識に裏打ちされた専門性の

高い医療従事者、医学研究者の育成を目指して大きく変わりつつある医学、看護学領域の大学院として、社会の要請に応えていこうとしている。

なお、大学院医学系研究科においては、北海道大学大学院医学研究科及び札幌医科大学大学院医学研究科・保健医療研究科との単位互換協定を締結している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程では、共通科目のほかに看護の専門領域ごとに講義、演習の授業科目を設定しており、講義と演習が対応した授業内容となっている。

博士課程では、研究者コースと臨床研究者コースに専門領域ごとの講義、演習、実験・実習の授業科目を設定し、例えば研究者コースの神経・精神医学領域では、講義科目「神経・精神医学特論」「臨床神経・精神医学特論」、演習科目「神経・精神医学特論演習」「神経・精神医学特論論文作成演習」、実験・実習科目「神経・精神医学特論実験・実習Ⅰ～Ⅲ」を開設している。各コースとも詳細なシラバスが用意されており、授業内容が明示されている。

特に平成19年度に改組した博士課程においては、「共通基盤医学特論」では、研究倫理、研究方法概論、研究財産管理論など、全ての研究者に必要とされる知識について講義を組み立てている。

「共通先端医学特論」では、腫瘍・免疫、外部環境・神経、内分泌代謝・生殖発生 of 3つのテーマを設定し、現代日本における死亡原因の上位を占めるがん、脳卒中や心筋梗塞などの血管疾患及びそれらの遠因となる糖尿病を代表とする代謝疾患について最先端の基礎研究から臨床応用まで網羅して講義を組み立てている。

「共通医学論文特論」では、科学論文作成に関わる書式や語彙のみに止まらず、インターネットを利用する情報の収集検索や様々な電子辞書・シソーラスなどの活用、生物統計の応用を通じたデータの整理など、多方面から医学論文の作成及びプレゼンテーションについて講義を組み立てている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

大学院の授業内容は、各講座等で行われている教員の研究活動を基礎としている。

博士課程の共通科目の1つである「共通先端医学特論」における授業内容は、全教員から、各自の研究の中から科目の趣旨に適ったものを講義候補として提出させ、科目のコーディネーターが、提出された講義候補の中から科目の趣旨に沿って選択配置し、編成している。

専門科目においてもそれぞれの研究分野の特性に応じて、研究活動の成果を授業内容に反映している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学業を必要とする内容をもって構成することを標準としているが、大学院教育は、授業外の主体的な学習を前提とするもので、自主学習や研究を促進する

ための支援及び指導に努めている。

大学院学生は、情報処理実習室を6時から23時まで利用でき、図書館は24時間開館しており、文献検索がいつでも行えるなど、自由に学習できる環境を整備している。

また、一部の授業科目では、授業に参加できなかった学生の補講対策として、e-learningを実施しており、学修の時間確保に努めている。

シラバスについては、記載事項及び内容を拡充し、成績評価基準の明確化が進むなど授業外学習の促進・支援に配慮している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

修士課程においては、看護師職を有したまま入学する学生が多いことから、指導教員と打合せの上、夏季・冬季休業中に開講する講義等を履修でき、夜間や土日に研究指導も受けられるよう配慮している。

また、博士課程においても大学院の学生募集要項には、有職者が離職することなく修学可能であることを明記しており、社会人学生の便宜を考慮し、大学院博士課程の講義は週1回、18時から開講している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

修士課程では、全体で33科目を配置しており、学生はそれぞれの専門領域に応じて、一般的に講義4科目、演習3科目の授業を受講する。社会人学生が多いことから、指導教員とマンツーマンで対話・討論型授業を展開している。

また、博士課程においては全体で145科目を配置しており、それぞれの専門領域に応じて講義5科目、演習3科目、実験・実習3科目の授業を設定している。専門科目の講義、演習、実験・実習は、少人数、対話・討論型授業形態となっており、社会人学生に配慮した時間割（第7時限（18時～19時）、第8時限（19時10分～20時10分））を設定するとともに、e-learningも導入している。

札幌医科大学、北海道大学、北海道医療大学との共同申請により、「北海道の総合力を生かすプロ養成プログラム—大学、地域、病院の連携を生かしたがん専門医療人の育成を目指して」が平成19年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択された。この取組は、道内4大学が大学院教育での単位互換をはじめ、講義や実習などの相互連携を促進するとともに、チーム連携機能の重要性に着目した合同カリキュラムを導入し、看護師、薬剤師などコメディカル養成について、がん専門医師養成と併せ体系的コースを設定するものである。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院のシラバスは、教育の目的に沿って書式を統一して作成しており、担当教員名、授業の目的、授

業内容、成績評価方法等を記載している。シラバスは入学時のオリエンテーションで配付し、説明している。博士課程ではコース・領域別分野でシラバスが用意されている。しかし、修士課程のシラバスは情報量が十分とはいえず、博士課程においても共通科目については内容の記載が不十分である。なお、博士課程における共通科目の先端医学特論については、ウェブサイトの詳細な講義日程・内容が公開されており、社会人入学者のe-learningに際して利用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成されているが、記述内容が十分とはいえない部分もあると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院では、大学院学則に基づき、入学時に学生が希望する研究テーマによりその研究分野の教員が研究指導教員及び副指導教員（又は研究指導補助教員）となって、研究指導を行っている。各教員は、研究指導の方法等を大学院履修要項において明示している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T・A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

大学院では、主として学生1人に対し教員1人が指導教員となっているが、必要に応じて指導教員以外の教員も研究指導に加わっており、実際には複数教員による指導体制になっている。

平成19年度からの博士課程研究者コース・臨床研究者コースには、共通科目が置かれ、複数の教員による指導を受けられるよう配慮している。

研究テーマについては、入学前から学生が希望する研究テーマに関係する分野の教員と相談しており、入学後は速やかに研究に入ることができるようにしている。

また、例年、T・Aとして20人前後、R・Aとして15人前後を採用し、学部教育の実験・実習における教育指導や研究指導の訓練の場を提供している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院においては、主として学生1人に対し教員1人が指導教員となっており、学生に対する指導教員の割り振りは、入学時の学生の希望により学生が所属する研究分野の教員を選定している。

大学院の学位論文においては、その内容自体に高い専門性の担保が求められ、その保障としては、指導教員をはじめとする研究科の教員の見識に主として委ねられているが、その内容の検証として事前に論文の公開発表を義務づけている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

大学院の修了要件は大学院学則に定めており、『学生生活のしおり』に明記し学生に配付するとともに、入学時のガイダンスで説明している。

授業科目の成績評価基準は、授業科目の試験の成績等により、秀 (90～100 点)、優 (80～89 点)、良 (70～79 点)、可 (60～69 点)、不可 (0～59 点) の 5 段階で評価し、所定の単位を認定している。なお、これらの成績評価基準は、修士課程・博士課程とも履修要項に明記し、学生に配付している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院における成績評価は、授業科目の試験や学生の学習及び研究の進捗状況から総合的に評価している。

また、修了認定は、修得した単位数に加え、提出された学位論文の審査及び最終試験の可否を基に大学院委員会で審議し、投票により決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査体制については、学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則等に基づいて実施している。大学院委員会は、付託された学位論文の審査のため審査委員会を設置し、論文内容の審査を行っている。この審査委員会の委員は、博士課程においては大学院委員会委員（教授）のうちから、指導教員を含む 3 人以上で構成しており（指導教授は主査にならない）、関連する分野の教員とも連携しながら審査を実施している。修士課程においては論文指導教員が修士論文審査委員会委員を指名し、指導教員以外の 3 人の教授が審査委員会の委員となっている。

また、審査過程においては、公開の博士論文発表会において質疑応答を行い、最終的には大学院委員会で学位授与の可否を投票の上、学位を授与している。修士課程では、論文審査委員会の審査に合格した修士論文について公開の発表会を行っている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

個々の学生の成績評価に際しては、論文提出資格を大学院委員会（博士課程委員会、修士課程委員会）において審査し、単位の修得状況から成績評価の正確さを確認している。

また、学生からの異議申立てを受ける制度は、規程としては定められていないが、学生からの申立てがあれば、大学院委員会等が対応することとしている。特に、修士課程では、学生から直接申立てを受ける窓口を開設している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学科ではモデル・コア・カリキュラムに対応するとともに、統合カリキュラムを編成し、少人数教育（チュートリアル等）を積極的に導入している。
- 臨床実習をコア化するとともに、僻地医療実習及び選択実習等を積極的に導入している。
- 博士課程では、研究者コースと臨床研究者コースを新たに区分するとともに、共通科目（「基盤医学特論」「先端医学特論」「医学論文特論」）を履修させることにより、大学院教育の実質化とコースワークの充実・強化に努めている。

【改善を要する点】

- 大学院修士課程のシラバスの充実が求められる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学則、教育理念・目標及び中期目標・中期計画において、大学が目的・目標とする人材像等について掲げており、『旭川医科大学概要』、大学案内、履修要項、大学ウェブサイト等によって周知している。

教育理念の実現に向け、チュートリアル教育、早期体験実習、診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）など様々な取組を行い、成果を上げている。また、入学から卒後の職業活動までの学生の教育活動に関する追跡システムを構築中であり、医学教育目標達成度評価の指標としての「技術指導」、「態度・意欲」に関して、体系的追跡調査のためのデータベース構築は平成18年度時点で80%に達している。

学部においては教務・厚生委員会を中心とした関係委員会が、学生による授業評価、進級判定、卒業判定、全国共通で実施するOSCE及びCBT試験、医師及び看護師などの国家試験の結果と就職状況に基づいて教育成果を検証している。さらに、教育関連病院における臨床実習に関わる事項の調査、及び卒後臨床研修機関等への照会調査を行い、医学科学生及び卒業生の診療スキル、コミュニケーション能力、診断能力について検証・評価している。基本的臨床能力の向上を目指して、基本的臨床能力教育実施委員会において、臨床実習序論指導教員養成ワークショップを開催して学生への指導・評価法についての検討を行っている。論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力を重視した教育を推進するため、チュートリアル専門委員会において、チューターや学生からのアンケート（評価）をもとに課題シートの構成や課題ガイドについて検証し、常に課題の質の向上に努めている。また、卒後臨床研修受入機関等への照会調査では、卒業時点での学生の臨床知識・実技能力について検証・評価している。

大学院では、学位論文の審査過程において大学院委員会が中心となり、学生の質や教育成果について検証している。また、同委員会は、大学院の教育の成果及び効果の検証・評価を目的として、修了者の動向調査を開始している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部学生の単位修得、進級の状況は順調であり、入学生数に対する卒業率においても、医学科99.0%、看護学科96.9%と高い。また、医療系大学の教育成果等を計る一定の目安とされる医師・看護師等の国家試験の合格率においても、直近の結果で医師国家試験92.1%（全国平均87.9%）、看護師国家試験100%

(同 90.6%) と、全国平均を上回る高い水準にあり、十分に教育の成果・効果が上がっている。医学科では、関連教育病院に出向き、臨床実習に関わる事項等の調査・打合せを行った際、診療スキルが他大学の卒業生と比べて全般的に高いと評価されている。また、卒後臨床研修受入機関等への照会調査では、卒業時点での学生の臨床知識・実技能力向上が確認され、学生のモチベーションが高められ、基本的なコミュニケーション能力、診断能力が向上したと考えられる。大学院においても、入学者数に対する修了率などから、教育成果・効果が上がっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による授業評価を平成 11 年度から平成 12 年度にかけて試行し、その結果を踏まえて全体的に見直し、平成 13 年度から本格的に導入した。平成 16 年度には評価項目の見直しを行い、現在に至っている。

5 段階で評価される「講義に対する学生評価」における平成 18 年度の平均値は、前期 3.9 (教員 74 人)、後期 4.0 (同 81 人) となっており、教育に対する学生の評価は高い。

これらのことから、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職先については、ほとんどが医療機関や研究機関であり、就職率は医学科では平成 17 年度 93.9%、平成 18 年度 94.7%、看護学科では平成 17 年度 95.4%、平成 18 年度 100%となっている。

また、大学院学生の就職等については、元々職業に就いている者も多く、修士課程では、平成 17 年度は 100%、平成 18 年度は 71.4%、博士課程では、平成 17 年度は 88.9%、平成 18 年度は 100%となっており、職種についても医師、看護師、教員などとなっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

医学科では、旭川市内の 5 病院（関連教育病院等）の協力を得て、第 5・6 学年において臨床実習を行っており、この臨床実習の円滑な運営を図るため、関連教育病院等運営協議会を設置し、意見を聴取している。この関連教育病院等には卒業生が就職していることもあり、例年、大学の臨床実習委員会委員長と事務担当者が関連教育病院等へ出向き、直接、卒業学生の臨床実習やその病院へ就職した学生の勤務状況について意見・評価などを聞いている。

これらの意見では、「技術が身に付いている」などといった評価を得ており、特に、実習形式を見学型から診療参加型の臨床実習に変更したことも効果があったと考えられる。

看護学科では、旭川市内の病院等、保健師が勤務する町村役場や保健所、訪問看護ステーション等の協力を得て、看護学専門領域の臨床あるいは臨地実習を行っているが、これらの実習先には卒業生も就職している。

実習開始前後には、各看護学領域の教員が病院実習指導者と打合せを行っており、特に、行政機関等の実習施設については、各施設に赴き、卒業生に関しても意見を聴取している。これらの意見では、高い評価が得られている。

また、平成18年12月に過去5年間の卒業（修了）者を対象に、教育内容・方法等に関するアンケートを実施した結果では、在学時の教育内容に全体として満足していると回答している割合及び満足していないと回答している割合が、医学科がそれぞれ65%及び8%、看護学科が38%及び19%、修士課程が48%及び12%、博士課程が48%及び34%であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学科、看護学科教育の積極的な改善（診療参加型臨床実習の導入、地域医療機関等における臨床実習及び臨地実習）や授業評価が行われて高い評価が得られている。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に新入生及び編入学生を対象に、年度始めには在学生に対して、それぞれのガイダンスを実施している。ガイダンスにおいては、学年担当教員や学生支援課担当者が学生生活全般について説明を行い、授業科目の履修指導についても時間を掛けて行っている。また、フォローアップ体制（疑問を持つ学生への個別対応等）も機能している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学年担当制度は、全ての学年に学年担当教員を配置し、学生が修学指導・相談などを随時受けられるよう便宜を図っており、各授業科目の担当教員と連携しつつ、毎年年度始めに修学ガイダンスを行っている。

また、学年担当教員は、教務・厚生委員会、連帯保証人、学生支援課、保健管理センターと連携して、学生の長期欠席、休学、退学などに対応する場面でも中心的役割を果たしている。

医学科 5・6 年生については、学外病院での臨床実習が多いため、学生への連絡事項については掲示と平行し、電子メールによる配信も行っており、学生からの相談等も可能としている。

また、オフィスアワーはまだ制度としては定着していないが、平成 20 年度からの実施に向けて取り組んでいる。

これらのことから、学習相談、助言がおおむね適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

医学科、看護学科とも学年担当制度を設け、各学年担当教員が随時学生からの相談を受けており、学生の意見等を直接把握している。

学生による授業評価を毎年実施し、その評価票の中に自由記述欄を設けて、学生の授業に対するニーズのみならず、カリキュラムや学習環境全般に対するニーズも幅広く汲み取っている。

また、学生支援課内に「何でも相談窓口」を設置し、修学、生活など学生生活全般にわたり相談を受け付けている。

なお、平成 18 年 11 月からは、学生生活全般において、学生が何を求め、何が不満なのかを知るため、投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」を設置し、学習支援等についてのニーズを把握し、回答を掲示す

るとともに、授業時間割編成の調整、教室内の整備など教育環境の改善を行っている。なお投書総数は平成 18 年度末現在で 109 件であり、有効に活用されている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

博士課程には、4 人の外国人留学生在籍している。これらの留学生には日本語の補講を行っており、専門的な授業については英語を使用している。また、留学生の学習支援のためにチューターを配置するとともに、図書館の視聴覚室には留学生の日本語自学自習のための教材を整えている。

大学院への入学者は社会人が多いため、授業時間帯について 18 時以降とするなどして便宜を図っている。修士課程においては夜間のみならず土曜日、夏季・冬季休業中にも講義を行い、研究指導を受けることができるよう配慮している。また、事情により標準修業年限（2 年）を超えて修了できる長期履修学生制度を設けている。

また、視覚・聴覚障害や四肢障害のある入学志願者に対しては事前相談を行って大学の状況を説明し、入学後の修学に支障が出ないよう配慮している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

特色の 1 つであるチュートリアル教育など、自学自習を主体とする科目を実施することで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。学生には学習する場として、図書館の 24 時間開館をはじめ、講義室（14 室）・実習室（12 室）、チュートリアル教室（15 室）、情報処理実習室（パソコン 100 台）の空き時間の利用などを支援している。

チュートリアル教室には、インターネットに繋がった 1～2 台のパソコン及び医学関係図書などが整備されており、平成 18 年度には 491 件の利用があった。また、情報処理室は夜間（学部学生は 21 時、大学院学生は 23 時）まで利用可能である。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル等は、体育系 48 団体、文化系 34 団体（合計約 1,800 人）が活動しており、サッカー場兼用の陸上競技場、野球場、弓道場、テニスコート等の屋外施設や体育館、武道場、トレーニングコーナー、セミナー室等の屋内施設を整備している。

学生がサークル等を設立する場合の一連の手続きについては、『学生生活のしおり』に記載しており、その窓口となる学生支援課が学生の課外活動を支援している。

また、サークル活動以外にも、毎年行われている医大祭、体育大会などがあり、これらも学生主体で実

施しているものであるが、施設・設備の提供や経済的な支援を行っている。

さらに、教員と学生で構成している組織「学友会」では、上記の活動等に資金援助をしている。

また、大学ウェブサイト、広報誌『かぐらおか』にサークルの紹介や大会実績などを掲載し、課外活動の活性化を図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

保健管理センターは、昭和 59 年 4 月に設置され、大学病院との連携の下に、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの開所時間で学生の健康の保持増進に努めている。実習参加学生には B 型肝炎ワクチンの接種、新入生・編入生にはツベルクリン反応検査を実施している。また、学生の放射線被曝量を毎月測定し、被曝量が一定水準を超えている場合には、実習内容を調査するとともに、放射線取扱主任者による指導を行って、放射線障害の予防に努めている。平成 18 年度における学生の健康診断受診率は、啓発活動・指導により、医学科 99.7%、看護学科 100%となっている。

また、セクシュアル・ハラスメント等（アカデミック・ハラスメントを含む）防止規程を定め、防止対策委員会を置き、必要に応じて調査委員会を設置することとしている。苦情相談に当たっては、総括相談員（医療担当副学長）を置き、相談員を配置している。学生への対応として、一般教育、基礎医学、臨床医学、看護学科のそれぞれから教員 1 人、及び保健管理センターから 2 人を選出し、学生からの相談に対応するため配置している。また、講演会・研修会等のファカルティ・ディベロップメント（以下、FD という。）活動を実施して、防止のための周知を図っている。

一方、生活相談、進路相談等については、学年担当教員、教務・厚生委員会委員、及び学生支援課内の「何でも相談窓口」担当者を配置している。

新入生研修会で学生の生活や健康管理について助言を行っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生支援課の中に「何でも相談窓口」を開設し、修学、生活など学生生活全般にわたり相談できる場を設け対応している。

なお、平成 18 年 11 月からは、学生が何を求め、何が不満なのかを知るため、投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」を設置し、学生からの生活全般についてのニーズを把握し、ロッカー室の整備、駐車許可の適正化など教育環境の改善を行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

博士課程には、4 人の外国人留学生が在籍している。入学から 1 年間は、留学生の修学・生活上のサポートをするためのチューター制度を活用している。また、図書館視聴覚室には留学生コーナーを設け、日本語学習用ビデオやカセットを配置している。さらに、一般雑誌や音楽 CD でくつろげるブラウジングコーナーには、留学生専用の雑誌書架を配置し、中国語などの雑誌や新聞を配置している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に授業料等免除制度を実施している。平成 18 年度後期分では医学科 32 人、看護学科 16 人、修士課程 3 人、博士課程 9 人の学生が授業料の全額又は半額免除を受けた。

また、奨学金についても同様に、成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に日本学生支援機構奨学金及び民間等の奨学金について申請を支援しており、平成 18 年度の採択状況は、医学科 199 人、看護学科 128 人、修士課程 3 人、博士課程 6 人である。さらに、平成 16 年度に設置した「学術振興後援資金」からは、大学院学生で経済的に困窮している学生を対象に奨学金制度を設けている。

経済的に困窮している外国人留学生には授業料等免除制度を実施しており、また「学術振興後援資金」からは経済的に困窮している留学生を対象に奨学金を支給している。

学生への周知は大学ウェブサイト、広報誌『かぐらおか』、学生支援課及び学年担当を通して行われている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生担当教員を置くとともに、「何でも相談窓口」や投書箱を設置し、学生のニーズを把握してきめ細かい対応と改善を行っている。全体として支援体制も整っている。
- チュートリアル教室が整備され、有効に活用されている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 195,880 m²、校舎等の面積は計 104,487 m²となっている。

講義実習棟、基礎臨床研究棟、臨床研究棟、臨床講義棟、看護学科棟の建物を有し、動物実験施設、実験実習機器センター、放射性同位元素研究施設、図書館、附属病院、福利厚生施設、体育館、武道場、弓道場、サッカー場兼用の陸上競技場、野球場、テニスコート（6面）等を整備している。

講義室は、講義実習棟に 6 室、臨床講義棟に 3 室、看護学科棟に 5 室、実習室としては、化学・生物学・物理学・解剖学等に 8 室、基礎看護学・臨床看護学・地域保健看護学・人体生理学に 4 室を設置している。このほかにチュートリアル教室を 15 室、ゼミ室を 5 室、語学演習室、情報処理実習室を設置しており、十分な教育を実施できる体制を備えている。また、学生、研修医、医師等の実践的な臨床医学教育訓練の場として設備の整ったスキルズ・ラボラトリーを設置し、採血、切開・縫合、内診等の基本的臨床手技の習得模型や心肺機能及び救命救急に必要なシミュレーションモデル等を整備し、施設の充実を図っている。

学生の自主学習を支援する図書館は、閲覧室、視聴覚室、セミナー室、パソコンコーナーと、一般雑誌や音楽 CD でくつろげるブラウジングコーナー等を有し、無人開館時でも自動貸出装置による貸出が可能で、24 時間利用できる。

学生や教職員への安全・安心な教育研究環境を提供するため、文部科学省の第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画を踏まえ、中期目標・中期計画と事業の内容・緊急性を考慮した「旭川医科大学施設整備 5 か年計画」を作成し、順次整備している。

また、バリアフリー化については、病院建物は再開発工事に合わせて、身体障害者用トイレ、階段手摺、身体障害者用エレベーター、エスカレーターを設置などを整備済みである。なお、学部建物については、平成 18 年度から 4 年計画で整備を予定しており、1 年目の整備内容は、講義室への車椅子用座席の設置、出入口扉の自動化、階段手摺の設置などである。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークについては、情報処理センターが管理運営を統括しており、教育内容や学生のニーズ

に合わせてインターネットに接続できる学内LANを整備し、情報処理実習室に100台、講義室に計8台、チュートリアル室に計30台、図書館に21台のパソコンを設置している。

学生には、入学時にユーザーID・パスワードと電子メールアドレスを全員に発行し、在学中は自由に使用できるようにしており、授業等がない空き時間は、全ての場所で利用が可能である。情報処理実習室は、学部学生は6時から21時まで、大学院学生は6時から23時まで利用できる。図書館は24時間開館しており、文献検索がいつでも行えるとともに、館内には無線LANを整備し、個人の所有するノート型パソコンを持ち込み、インターネットに接続できる環境を整えている。

また、教育用ホームページを開設し、学生自らが研究内容やサークルの紹介などの情報を掲載できるように開放している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

主要な施設における運用については、設置目的を明記し、利用に関する規程を定めている。課外活動施設、福利厚生施設、図書館の使用については、『学生生活のしおり』に掲載し配付するとともに、大学ウェブサイト上で各施設の利用規程等を公開している。情報処理センターの利用方法についてはウェブサイト上で公開しているほか、「情報リテラシー」等の授業においても学生に周知している。

また、施設の有効活用に関する規程を定め、使用面積及び配置の見直し等を含めた全学的な教育研究施設の有効活用を図っており、その結果、寄附講座の研究スペースを確保することができた。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館では、医学・看護学分野に必要な図書・雑誌・視聴覚資料・電子情報資料を網羅的に収集し、系統的に整備することによって利用者への便宜を図っている。平成18年度末における蔵書数は、和書76,622冊、洋書72,879冊、和雑誌1,903冊、洋雑誌1,699冊、視聴覚資料2,498点、電子ジャーナル2,690件であり、平成18年度の図書等貸出総数は14,009点である。

図書については、講座選定や購入希望による資料を中心にして、シラバスに掲載され、授業科目「医学チュートリアル」での参考資料も可能な限り整備している。また、最近のニーズに応えた視聴覚資料のビデオ、DVDも整備している。

学術雑誌については、医学・看護学における中心的な購読誌を網羅し、電子ジャーナル化を推進しながらアクセス誌数の拡充にも努めている。

これらの資料は、電子的に目録化され、インターネット上で学内外から常時蔵書検索が可能となっている。

図書館は、有人開館は9時から20時（通常授業期間の平日の場合）であるが、学内者には24時間開館しており、無人開館時には身分証明書（学生証）を用いた入退館システムと自動貸出装置により、資料の貸出を可能にしている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 設備の整ったスキルズ・ラボラトリーを設置して、実践的な臨床技能訓練の場として活用している。
- 図書館を、学生も含めて24時間利用できるようにしている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- | |
|---|
| <p>9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> |
|---|

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

大学の教育活動に係る基礎的データについては、文部科学省が実施する学校基本調査におけるデータ、教務・厚生委員会等の審議を経た講義等の時間割、シラバス、定期試験日程、講義・演習の成績、学生の単位修得状況等のデータや資料、また平成 17 年度から試行的構築の協力校となっている大学評価・学位授与機構が推進する大学情報データベースの調査項目に準拠したデータを、それぞれ事務局（企画評価課、学生支援課等）が収集し、蓄積している。また、これらのデータや資料は、教育の質の向上等について審議する関連委員会や自己点検・評価等の基礎データ等として活用している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 13 年度から学生による授業評価を実施しており、授業の評価を直接学生から受けることは、教育内容、授業改善などにとって大きな意味を持つものであるとの考えの下、授業を担当する教員全員を対象に実施している。

内容は、①学生自身について（4問）、②授業担当教員の講義計画（2問）、③授業担当教員の教育意欲・態度（2問）、④授業担当教員の講義技術・内容（8問）、⑤総合評価（1問）などであり、合計 17 問を設定している。また、これらの集計結果については、毎年度、前・後期ごとに広報誌『かぐらおか』に掲載し、教職員及び学生に配付している。「講義評価」については、平成 14 年度から授業改善のさらなる促進を目指して、評価点の高い上位 20%の教員の所属・氏名及び上位 3 人の教員の評価表と本人のコメントを広報誌『かぐらおか』に掲載し、公表している。

なお、平成 18 年 11 月からは、学生が日常気づいた点や授業、カリキュラムなどへの様々な要望を、各部局に投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」を設置して把握し、それらに対する対応を教務・厚生委員会を中心に行っている。

これらの取組結果は、自己点検・評価に反映する一方、外部評価においても特色ある優れた点として評価されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外有識者で構成する外部評価委員会や運営諮問会議が取りまとめた評価結果及び答申、関連教育病院等との会議等、卒業生等を対象に実施したアンケート調査の結果を通して得られた意見、さらには、附属病院に医師、看護師として採用した卒業（修了）生に対する臨床現場からの意見等については、関連委員会で検討するとともに中期目標・中期計画に反映し、点検評価室が事業年度ごとに実施状況等を点検及び評価している。具体的な反映例としては、教員評価の導入や医学英語教育の充実などが挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

点検評価室が実施する自己点検・評価、学外有識者による外部評価及び国立大学法人評価委員会による国立大学法人評価（年度評価）等の評価結果は、役員会、教育研究評議会、学長補佐会議等に報告するとともに、指摘事項等については、教務・厚生委員会等関連委員会によって検討し、その進捗状況については点検評価室が定期的に調査している。

また、平成13年度から全授業担当教員を対象にした学生による授業評価を導入した。この評価システムの内容、実施方法等の改善、検討については、教務・厚生委員会の下部組織の授業評価委員会が行っている。平成14年度からはこれらの集計結果を毎年度、広報誌『かぐらおか』に全教員の得点分布や、得点が上位20%以内に入る教員の氏名、特に上位3人の教員については学生評価に対するコメントも掲載し、学生及び職員等に配付し、これを基に個々の教員が継続的に自身の授業内容・授業技術等の改善を図っている。また、大学全体の取組としては、科目全体に対する意見について、教務・厚生委員会の下に設置している教育課程編成委員会、チュートリアル教育実施委員会、臨床実習委員会、基本的臨床能力教育実施委員会でそれぞれの課題について検討し、臨床実習の充実を図るなどの改善をしている。さらに、教務・厚生委員会が中心となり、FDやワークショップ等を開催し、教職員のスキルアップを図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

平成13年度から毎年学生による授業評価を授業担当教員全員に対し実施している。

この学生による授業評価制度の内容、実施方法等の改善、検討については、教務・厚生委員会の下に授業評価委員会を設置して対応している。

また、学生による授業評価の集計結果については、毎年度、前・後期ごとに広報誌『かぐらおか』に掲載し、授業担当教員に配付している。さらに、個々の教員に対する評価や意見についても各教員に配付し、話し方の明瞭さ、教材の適切さ、講義の進め方の適切さなど、各人の授業内容・授業技術等の改善が図れるようにしている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FDに関する講演会やワークショップは、教務・厚生委員会や、この委員会の下部組織であるチュートリアル教育実施委員会、基本的臨床能力教育実施委員会などの小委員会において、学生からのアンケート結果、教育課程の改編、授業担当教員の異動に伴うニーズを踏まえて検討し、定期的実施している。

特に大学が特色として打ち出しているチュートリアル教育に係るワークショップやOSCE教育に係るワークショップ及び看護学教育に係るワークショップが継続的に実施されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

チュートリアル教育に係るワークショップやOSCE教育に係るワークショップは、それぞれチュートリアル教育実施委員会及び基本的臨床能力教育実施委員会が企画し実施している。また、FDに関する講演会も開催しており、教務・厚生委員会で全学的協力体制を構築している。

チュートリアル教育における事例作成者養成のためのワークショップの実施により、モデル・コア・カリキュラムに基づいた幅広い課題を作成できるようになったこと、課題ガイドの様式を統一することによって、討論の導き方等をチューターへ的確に指示することができるようになり、チューターによる指導の差が減ってきたこと等、チュートリアル教育の改善に結び付いており、学生のアンケート結果において、課題の内容や取組に対する満足度が、ワークショップ実施前に比較して高くなっている。例えば、チューターに対する満足度は、ワークショップ実施前の平成16年度と実施後の平成18年度では全ての項目において高くなっており、平均点は100点満点中77点から91点にまで上昇している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

大学における教育指導や運営体制に資するため、学外から講師を招いて講演会を開催し、教員をはじめ多くの職員が参加している。また、事務職員、技術職員等の教育補助者に対しては、教育活動の質の向上を図るための研修・講演会等へ参加させている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 22,763 百万円、流動資産 5,034 百万円であり、合計 27,797 百万円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 21,837 百万円、流動負債 4,693 百万円であり、合計 26,530 百万円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 19,347 百万円であり、その他の負債については、国立大学法人における固有の会計処理であり、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。また、長期借入金償還金は、附属病院収入を財源としており、文部科学大臣から認可された償還計画どおり返済している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が特に過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用19,927百万円、経常収益19,592百万円であり、経常損失334百万円、当期総損失が114百万円となっている。経常損失は、目的積立金の取り崩しによる国立大学法人会計基準特有の表示区分に基づき処理したことによるものであり、また、当期総損失については、当該大学において赤字の要因を把握しており、平成19年度の改善計画を作成している。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、教育研究基盤校費の一部は、競争的環境の創出を図るため貢献度評価に基づき傾斜配分を実施している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直属の監査室を設け、監査室内部監査規程等に基づき、監査室に所属する職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いている。

役員会は、役員会規程に基づき、学長及び理事（常勤3人、非常勤1人）で組織し、中期目標についての意見及び年度計画、予算・組織に関すること等の重要事項を審議している。

経営協議会は、経営協議会規程に基づき、学長、理事（常勤3人）、副学長（研究及び入試・評価担当）及び学外委員（経済界、法曹界、教育界、医療界、金融界を代表する5人）で組織し、経営に関する中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項、学則・会計規程等経営に関する事項を審議している。

教育研究評議会は、教育研究評議会規程に基づき、学長、理事（常勤3人、非常勤1人）、図書館長、各部局（基礎医学講座、臨床医学講座、看護学科、一般教育）から教授1人、学長が指名する者5人で組織し、中期目標、中期計画、年度計画のほか、学則、教育研究に係る重要な規則、教員人事に関する事項等を審議している。

事務組織として事務局を置き、事務局長を筆頭に総務部、病院事務部及び教務部の3部の下に9課を置くほか、内部監査体制の強化を図るため学長直属の監査室を置いている。事務組織は、新たなニーズに対応するため、常に見直しを行っており、平成18年度は、監査室、企画評価課を設置した。事務局には、事務職員及び技術職員を合わせ、常勤職員155人及び非常勤職員34人（監査室2人を除く。）を配置し、その所掌事務を定めている。

危機管理については、災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアル策定等を含む全学的・総合的な危機管理体制を整備し、見直しを行っている。具体的には、医療安全管理マニュアルの整備、感染制御の設置、無停電電源装置の設置、入学試験における業務ミス防止作業マニュアル等である。危機管理マニュアルの見直しと追加のために平成19年4月に事務局に危機管理検討ワーキンググループを設置し、各種リスクに対する対応の検討、毒物及び劇物の適正な管理及び取扱責任者の指名の再確認、旭川医科大学の学術研究に係る行動規範、旭川医科大学における競争的資金等の運営・管理体制に関する規程、旭川医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程、旭川医科大学における競争的資金等の不正行為防止対策委員会に関する規程の制定などを行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要

な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長を補佐する機能の強化を図るため、学長、副学長、図書館長及び事務局長で構成する学長補佐会議を組織し、学長によるトップマネジメント体制を確立している。同会議は、学長のリーダーシップの下で毎週開催し、大学の運営に関する重要事項に係る対応方針を迅速に決定するなど、関連委員会や事務部門との連携を図りつつ、企画立案等を行っている。

国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置き、法人経営に関する事項は経営協議会、教育研究に関する事項は教育研究評議会で審議し、役員会で最終決定している。また、学生の入退学・試験・厚生補導に関する事項等は教授会で審議している。これらの会議では、議長である学長がリードする形で各委員の意見を聞きながら意思決定を行っている。

さらに、基礎医学、臨床医学、看護学科及び一般教育の各部署に教員会議を置き、学長はそれぞれの部署に関する事項について、意見を聴取できる体制を整備している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会及び役員会には、学外の有識者（経済界、法曹界、教育界、医療界、金融界を代表する者）が加わっており、そこで学外関係者のニーズを把握している。

学生のニーズの把握については、学生支援課内に設置した「何でも相談窓口」及び投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」により行い、教員のニーズについては、種々の学内委員会、部局教員会議、教授会、教育研究評議会等における議論を通じて、把握している。

また、事務職員等のニーズについては、事務連絡会議、課内打合せ、事務局長ヒアリングなどにより把握している。

これらに加えて大学運営の参考とするため、大学ウェブサイト「大学づくりご意見メール」を設置し、学長が職員から直接意見や提案等を受け付けるなど学内のニーズ把握に努めている。

これらを通じて把握されたニーズを基に、管理運営に反映された主な事例として、次のものがある。

- 1) 駐車場の有料化に当たっての適切な料金設定
- 2) 学内保育園設置に関する提言
- 3) 女子学生ロッカー室の改修
- 4) 科学研究費補助金等の交付前使用に係る立替制度の導入
- 5) 兼業手続きの簡略化
- 6) 文書決裁の簡略化
- 7) 文書のペーパーレス化

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

2人の監事を置き、監事監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を定期に実施するほか、必要に応じて臨時に実施している。

また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に陪席し、業務運営の実施状況の把握に努めている。監事監査規程第12条により、文部科学大臣に提出する申請書等の重要文書についても監事に回付することとなっている。

なお、平成19年1月には学長直属の監査室を設置し、監事監査における監事との連絡調整等を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員及び管理職員等は、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが行う各種マネジメントセミナー等に参加している。事務職員及び技術職員は、他機関が主催する各種研修（情報システム統一研修、北海道地区国立大学法人等係長研修、北海道地区国立大学法人等会計事務研修など）に参加するとともに、学内においても、労務管理研修、財務研修、医療事務専門研修、接遇研修等を実施している。また、FD講演会などの講演会も実施し、職員の資質の向上に取り組んでいる。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

中期目標に「学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備するとともに、教員と事務職員等との連携を強化する」という方針を掲げている。この方針を踏まえ、学内の規程が整備されている。

また、管理運営に関わる学長、理事、副学長の職務、権限、選考等については、組織及び運営規則等により示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、教育理念・目標、中期目標・中期計画及び年度計画とともに、事業年度ごとに業務の実績に関する報告書、財務諸表等として大学ウェブサイトに掲載し、大学構成員が必要に応じて随時閲覧できるようにしている。さらに、大学評価・学位授与機構が推進する大学情報データベースに準拠した「旭川医科大学情報データベース（仮称）」の構築に向け、検討を進めている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、

大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を行うため、国立大学法人化を機に副学長はじめ各部局の教員及び事務職員で構成する点検評価室を設置している。当該評価室の下に評価運営検討部会、教育活動・管理運営等評価部会、研究活動評価部会、社会貢献活動評価部会、病院評価部会及び大学認証評価部会を置き、それぞれに該当する評価領域の自己点検・評価及び事業年度に係る業務実績に関する自己評価等（以下、自己点検・評価等という。）を効率的に実施できる体制を構築している。また、平成19年1月には、点検・評価事務体制の充実を図るため、事務組織を改組して総務部に企画評価課を新設した。

自己点検・評価等は、これらの評価部会を中心に、事業年度ごとに収集する旭川医科大学年報のデータをはじめ各種統計資料及び必要に応じて実施するアンケート調査など根拠となるデータや資料に基づいて行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

点検評価室が実施した自己点検・評価並びに大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価及び国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に係る評価の結果については、役員会、教育研究評議会、教授会及び全学説明会等で学内に周知するとともに、冊子の配付及び大学ウェブサイトへの掲載により学内外に公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成13年度に実施した自己点検・評価の結果について、学外有識者で構成する外部評価委員会による外部評価を受け、その結果を取りまとめた外部評価報告書を学内・学外に広く公表している。また、中期計画において、平成16年度から研究活動に係る自己点検・評価を毎年度実施することとしており、その結果に対する外部評価を3年ごとに実施することとしている。現在、平成19年度の年度計画に基づき平成16年度から平成18年度に係る自己点検・評価の結果に対する外部評価の平成20年2月の実施に向け、準備を進めている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に係る評価の結果は、役員会、教育研究評議会、教授会及び全学説明会等で配付・説明し周知を図っており、特に指摘事項や改善事項等については、学長補佐会議から関連委員会にフィードバックし、改善に向けた検討を進めている。また、その対応状況について点検評価室が定期的に調査を行い、学長補佐会議に報告している。国立大学法人年度評価における指摘事項に対しては、例えば学生収容定員の充足率適正化を指摘された博士課程において平成19年度に4専攻から1専攻への再編を行って入学定員を改組している。また、「年度計画の教員評価システムの構築のための具体的方策について、早期の検討が求められる」と指摘された教員評価シ

システムについては、教員評価委員会を設置し、平成 18 年度から実施している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 旭川医科大学

（２）所在地 北海道旭川市

（３）学部等の構成

学部：医学部

研究科：医学系研究科（博士課程，修士課程）

附属研究所：なし

関連施設：病院，図書館，入学センター，保健管理センター，教育センター，学内共同利用施設（動物実験施設，実験実習機器センター，放射性同位元素研究施設，情報処理センター）

（４）学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 844 人，大学院 114 人

教員数：267 人

2 特徴

《旭川医科大学の位置づけと歴史的発展》 本学は，道北・道東地域における高度先端医療の提供と医療過疎の解消を期待され，昭和48年に設置された。医科系単科大学として医師及び看護職者を養成し，地域医療を担う人材を提供するとともに，先端医療の開発など，医学・看護学領域の様々な研究課題に取り組んでいる。開学30余年の新しい大学ながら，既に医学科からは3,008名の医学士が，平成8年に設置された看護学科からは536名の看護学士が卒業している。さらに，768名の医学博士と52名の看護学修士を輩出している。本学の卒業生及び修了生は，国内外の様々な分野で教育者，研究者，医師，看護職者及び行政者として活躍している。

《旭川医科大学の理念》 本学の基本理念は，医療の質の向上と地域医療への貢献を推進するために高い生命倫理観を有し，高度な実践的能力を有する医療職者を育成すると同時に，生命科学に関する先端的な研究を推進し，高度な研究能力を持つ研究者を育成することである。

《旭川医科大学の現況》 本学では社会の求めに応じられる良い医師・看護職者を育成するため，アドミッション・ポリシーに「医師・看護職者としての適性 一人間性，生命倫理観，協調性」を重視し，地域社会への関心を持ち，自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生」を掲げ，多様な選抜方法による入学者選抜を実施している。

学部教育においては，早期からチュートリアル教育を開始し，自学自習の態度を育成するとともに，早期体験実習，僻地医療実習，クリニカルクラークシップなどを

取り入れた少人数・体験型の新しいカリキュラムを適用して実践的臨床能力の養成に努めている。また，教養教育の充実により人間性・生命倫理観・協調性の涵養に努め，さらに，英語教育を充実して国際的コミュニケーション能力の向上を目指している。大学院教育においては，大学院医学系研究科に「看護学専攻」の修士課程及び先端的医学研究を目指す「研究者コース」と優れた臨床研究を目指す「臨床研究者コース」からなる「医学専攻」の博士課程を置き，高度の知識・技量・研究能力を備えた研究者及び医療職者を育成している。

研究面では，医学・看護学の発展に資するための様々な研究が行われている。特に「独創性のある生命科学研究プロジェクト」を立ち上げ，生活習慣病などに関する学内共同研究を実施し，その研究成果は，旭川医科大学研究フォーラム，機関リポジトリ（AMCoR），ホームページ等をととして社会に発信している。また，「消化管再生修復医学」，「眼組織再生医学」及び「人工関節」の寄附講座を開設して先端医療の開発に取り組んでいる。さらに，若手研究者支援制度や優秀な研究者に対する表彰制度を設けるなど，研究活動の振興に努めている。

医療面では，病院は臓器別・系統別診療体制の下で高度先端医療を提供するとともに，医学科・看護学科学士の臨床教育，研修医の卒後臨床研修及び様々な医療職者の生涯教育の場となっている。また，広大な道北・道東地域に根ざす医科大学として，遠隔医療は重要なテーマの一つとして位置付け，国内外の医療機関とネットワークを形成し，高度情報通信システムによる遠隔医療を展開している。また，病院内には救急部，遠隔医療センター，総合診療部などを統合した地域医療総合センターを設置し，積極的に地域医療支援に取り組んでいる。

社会貢献では，地域住民を対象に公開講座を開催しており，また，地方自治体等と連携した派遣講座や共同研究を実施している。さらに，図書館やスキルズ・ラボラトリーなど学内施設を地域の住民や医療従事者に積極的に開放している。

国際貢献では，海外の3大学と学術交流協定を締結し，研究者の交流や学術情報の交換を行い，また，遠隔医療システムを利用して海外の大学や医療機関に対して高度先端医療情報を提供している。さらに，発展途上国からの保健従事者を本学に受け入れ，保健看護に関する研修を実施している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする（「旭川医科大学学則」より抜粋）。

また、大学院は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする（「旭川医科大学大学院学則」より抜粋）。

〔教育の理念〕

本学は、豊かな人間性と学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の養成に努める。

〔教育の目標〕

本学は、上記の理念の下にこれらを達成するため、次の目標を掲げる。

- （１）幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成する。
- （２）生命の尊厳と医の倫理をわきまえる能力を養い、病める人を思い遣る心を育てる。
- （３）全人的な医療人能力や高度な専門知識を得るとともに、生涯に亘る学習・研究能力を身につける。
- （４）幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につける。
- （５）地域・僻地住民の医療や福祉を理解し、それに十分貢献しうる意欲と能力を獲得する。
- （６）積極的な国際交流や国際貢献のための幅広い視野と能力を習得する。

〔病院の目標〕

「大学病院としての使命を認識し、病める人の人権や生命の尊厳を重視した先進医療を行うとともに、次代を担う国際的に活躍できる医療人を育成する。」を基本理念とし、それを達成するために、以下の目標を掲げる。

- （１）病める人を思い遣る患者中心で心の通い合う医療を行う。
- （２）全人医療と先進医療との調和を図り、人間本位の医療を提供する。
- （３）予防・健康医学などに積極的に取り組み、地域医療や福祉の向上に寄与する。
- （４）病める人の人権を尊重し、生命の尊厳がわかる人間性豊かな医療人を育成する。
- （５）未来の医療を創造し、その成果を国内外に発信する。

〔大学院基本理念〕

1. 理念

- （１）医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図ります。
- （２）自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
- （３）多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研

究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。

- (4) 開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

2. 教育目標

修士課程（看護学専攻）

- (1) 豊かな人間性，優れた研究能力，高い倫理観を備えた，看護学教育者・研究者の育成
- (2) 看護専門職者として，優れた問題解決能力を発揮し，指導的役割を担える人材の育成
- (3) 看護学の取組を通して，地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

博士課程（医学専攻）

- (1) 秀でた独創性，豊かな人間性，厳しい倫理観を備えた，医学教育者・研究者の育成
- (2) 地域社会の医療福祉の充実のために，指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
- (3) 国際社会で，医学・医療の取組を通し，その普遍的価値を共有できる人材の育成

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、学則第1条に「進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成すること」を目的と謳っており、知識の教授のみならず、医療人としての人格形成を設立当初から目指している。

平成17年度には、社会の新たな医療ニーズに応えるべく、当初の構想をさらに進め、「豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の育成に努める。」と教育理念を見直し、この実現のための教育目標を明確に打ち出して、教育改革が進められている。

また、大学院では、「医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」を目的と謳っており、平成18年度には、大学院の基本理念を掲げ、修士課程及び博士課程のそれぞれに教育目標を明確に定めた。

これら教育理念、教育目標は、旭川医科大学概要、大学案内、学生生活のしおり、ウェブサイトを通じて大学構成員に周知するとともに、社会に対しても広く公表している。特に、新入学生には、入学式での学長式辞、入学時のガイダンス、学長自らが行う講義で、大学の目的、現況等を説明している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、学士課程として医学科及び看護学科で構成する医学部と修士課程（看護学専攻）及び博士課程（医学専攻）で構成する医学系研究科からなっている。また、教育研究に関わる全学的なセンター等として、図書館、病院、入学センター、教育センター、保健管理センター、動物実験施設、実験実習機器センター、放射性同位元素研究施設及び情報処理センターを有している。特に教育センターは、平成18年11月に設置したもので、「本学の医学・看護学の教育等に関する研究並びに小委員会（教務・厚生委員会の下部組織）、入学センター及び卒後臨床研修センターとの有機的な連携を図ること」を目的とし、入学者選抜から卒後臨床研修まで体系的な教育課程の編成や教育方法等の研究を推進することとしている。

教育課程や教育方法等について検討する組織として教務・厚生委員会を置き、複数の下部組織で検討した結果が集約されるシステムとなっている。さらに、重要事項については、教育研究評議会及び教授会で審議又は報告している。

また、大学院においては、大学院修士課程委員会又は大学院博士課程委員会で検討し、必要に応じて教育研究評議会でも審議又は報告するなど、審議目的に応じて適切に実施している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教員組織は、学部専門科目担当教員は講座制により、また、一般教育担当教員は学科目制により編制するという基本的方針を有し、再編の方針も策定されている。教員の配置はこれらの方針に基づいて、配置されている。

学部学生収容定員850人（在籍者数844人）に対し、教員（非常勤講師を含む。）372人が配置されている。また、大学院の収容定員137人（在籍者数114人）に対しては、専任教員の中で210人が兼任で教育に当たっている。したがって、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、学士課程及び大学院課程においても、

大学設置基準を満たす専任教員が確保されている。

本学は、教授選考については、原則として公募制により行っており、また、全教員を対象に任期制を導入して活動の活性化に努めている。年齢のバランスは取れているが、性別のバランスに関しては、女性教員が働きやすい環境には配慮しているものの、結果として女性教員の数を増やす余地はまだあるといえる。外国人教師も配置していることもあわせ、総合的に教員組織の活動をより活性化するための適切な措置は行われている。

教員の採用及び昇任の手続きは、教員の選考等に関する規程に明確に定められ、指導能力の評価及び教育研究上の指導能力が評価項目を含めて教員の採用及び昇任の手続きは適切に運用されている。

本学では全教員を対象とした教員評価と全授業担当教員を対象とした学生による授業評価を実施している。これらの結果を各教員にフィードバックし、各教員の教育活動の活性化及び改善に役立てている。

本学では研究活動を活発に行われており、医学科、看護学科及び一般教育科目の教員の研究内容は、教育内容と密接に関連した研究を行っている。また、事務系職員、技術職員及びT Aを適切に採用・配置し、学生の教育支援に当たっている。

基準 4 学生の受入

本学での入学者受入方針は、平成 13 年に制定し、大学案内等の印刷物及びホームページ等により公表し、さらにオープンキャンパス、大学説明会において説明するなど、十分に公表・周知している。

入学者受入方針に掲げている「医療職者としての適性」の一つである学力のみならず「地域社会への関心」、「問題発見・解決の意欲・行動力」といった学力試験では評価できないアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を行うために、面接等の人物評価試験を入学定員の 70%において実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った適切な受入方法を採用し、実質的に機能している。留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針は、一般学生と同様であるが、大学院学生の受入においては、社会人に配慮した方策を講じている。

公正な入学者選抜のために、基本方針を教育研究評議会で決定、企画は入学試験委員会で決定、入学者選抜の実施は入試委員会の下にAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会、地域枠推薦入学試験実施委員会を置き、それら委員会の業務をより推進する入学センターによって実施しており、各々業務と責務を明確とした体制を整えている。入学センターには専任教員を配置し、試験実施に当たっては、試験担当者に対して実施要領を作成し、さらに事前説明会を開催するなど公正な実施に努めている。

入学者受入方法の検証のために、入学センターにより、異なる選抜方法ごとに入学した学生の追跡調査、面接担当者からのフィードバック調査を行い、アドミッション・ポリシーに沿った受入を行っているかについて検証している。平成 17 年からは推薦入試とAO入試の統合という形で入学者受入方法を検証した結果を反映させており、実際に入学者選抜の改善に役立てている。

入学定員に関しては、学部の実入学者数が入学定員を大幅に超えたり、下回る状況にはなっていないが、大学院においては、過去 5 年間の入学定員に対する平均充足率は、修士課程が 72.5%、博士課程が 67.3%にとどまっている。

そのため、博士課程においては、平成 19 年度に現行の 4 専攻（入学定員 30 人）を 1 専攻 2 コース制（入学定員 15 人）に改組し、入学定員の適正化を図った。

基準 5 教育内容及び方法

学士課程においては、学則に明記された教育の目的及び授与される学位（医学士・看護学士）に沿って体系的に教育課程を編成している。専門教育に関しては、医学科は全国共通のモデル・コア・カリキュラムに準拠して統合カリキュラムを展開し、看護学科は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に準拠してくさび型カリキュラムを展開している。教養教育に関しては、大学設置基準に謳われている主旨に沿って科目を編成し、両

学科の相互理解と協調性を図るために合同科目を多数開講している。専門と教養、必修と選択の科目がバランスよく編成されている。

教育課程の編成は教務・厚生委員会及び教育課程編成委員会において検討され、授業の内容は両委員会及び科目コーディネーターによって不断に検証されている。

学生の多様なニーズに関しては、医学科新入生に対する物理・化学・生物のリメディアル教育の実施、看護学科編入学者に対する特別時間割の展開、両学科編入学者に対する既修得単位の認定、看護学科生に対する選択制助産師コースの開設、さらには本学と放送大学等との単位の互換など、きめ細かく配慮している。

単位については、学則で定義や認定基準を明確にし、その定義や基準にそって厳格に運用している。単位の取得に当たっては試験やレポート、出席率などを厳しく学生に課している。また、24時間開設の図書館や空き時間に利用できる講義室など自主学習のための設備も整備し、その利用を奨励している。しかも、修学指導や学生からの相談に対応するために各学年に学年担当教員を配置している。

授業形態に関しては、医学・看護学上の諸問題を具体的・実践的に掘り下げるために、抽象的・観念的な講義はなるべく抑え、具体的・実践的な演習・実験・実習に力を注いでいる。演習・実験・実習では少人数・フィールド型を重視し、情報機器の活用に努めている。

「シラバス」は、科目ごとに履修の目的・内容・主題、成績評価の基準等、細部にわたるものを毎年、学生・教員の全員に配布し、折に触れて参照し活用できるようになっている。

成績評価・単位認定・卒業認定についての詳細な基準は「学生生活のしおり」や「シラバス」を通して学生に周知され、その正確な適用に関しては、授業科目担当教員、学年担当教員、教務・厚生委員会、教授会と、何重にも厳しくチェックされている。

大学院課程においては、教育理念及び教育目標に基づき、教育の目的並びに授与する学位（医学博士・看護学修士）に沿った教育課程を編成している。大学院の授業内容は、教員の研究活動を基礎としており、研究分野の特性に応じて、研究活動の成果を授業内容に反映している。

学生が自由に学習できる環境を整備するとともに、社会人学生に配慮した時間割の設定や授業に参加できなかった学生の補講対策として、e-Learningも積極的に導入しており、学生が自主的かつ効率的に学習するための様々な配慮がなされている。

また、主として学生1人に対し教員1人が指導教員となっているが、必要に応じて指導教員以外の教員が研究指導に当たっており、実際には複数教員による指導体制になっている。

学位論文の審査体制については、旭川医科大学学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則に基づき、委員会を設置し、審査を行っている。

基準6 教育の成果

大学として、その目的に沿った形で、学部及び大学院において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、入学案内、ホームページ、シラバス等で公表、明示されており、さらに高校訪問、新入生ガイダンス、臨床・臨地実習ガイダンス等でも説明している。

学生が身に付けた学力や技術、能力についての達成状況は、教務・厚生委員会を中心としてその下部組織である関連委員会（教育課程編成委員会、臨床実習委員会等）が、学生による授業評価、進級判定、全国共通で実施するOSCE及びCBT試験、そして最終的には、医師及び看護師などの国家試験の結果と就職状況に基づき厳密に検証している。

学部、大学院とも、単位取得（学位取得）、進級、卒業（修了）の状況はいずれも順調であり、医師、看護師及び保健師等の資格取得の状況は、常に全国平均を上回っている。また、学部、大学院とも卒業（修了）生のほとんどが医療に従事もしくは進学しており、教育目的を十分に達成している。

学生の授業評価では、提供する授業について満足すべき評価が得られており、本学の意図する教育効果が上がっていることが判断できる。

卒業生が、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する教育目的の達成状況を検証するため、卒業生にアンケート調査を実施するとともに、医学科の多くの卒業生が就職する関連教育病院等の関係者に聞き取り調査を行っている。この調査において、回答者から本学の教育成果に対し高い満足度が示されている。

基準 7 学生支援等

(1) 学生への学習支援体制

本学は学年担当制度を設けている。学年担当は各授業担当教員、教務・厚生委員会、学生支援課、連帯保証人と連携しつつ新入生、編入生、留年生の修学ガイダンスから学生の日常的な学習相談まで担当しており、この制度は学生の学習支援に非常に有効に機能している。

学習支援に関する学生のニーズは学年担当、学生による授業評価、学生支援課内の「何でも相談窓口」、投書箱「学生の声」等、いろいろな角度から把握されている。特に、新しく設置した投書箱では学生のニーズ把握にとどまらず、ニーズに対し、迅速に対応している。

学生への特別支援の点では、留学生に対するチューター配置、日本語補習プログラムを実施し、障害をもつ学生に対する支援として平成 18 年度から 4 年計画で施設のバリアフリー化を進めている。

(2) 学生の自主活動支援体制

講義室、実習室、チュートリアル室、情報処理室の空き時間帯を学生の自主活動支援のために開放している。また、図書館も学生利用のために 24 時間開放している。いずれも使用内規が定められており、学生によるこれらの施設の時間外利用は良好である。また、学生の課外活動支援のための屋外及び屋内施設・設備も整備されており、活動の経済的支援は学友会を通して行われている。これらの支援により学生の課外活動は非常に活発に行われている。

(3) 学生の健康・生活相談及び助言支援体制

上記(1)で記述した学生支援体制に保健管理センターとセクシュアル・ハラスメント対応相談員が加わって、学生からの健康・生活・ハラスメント相談及び助言に当たっている。この支援体制も有効に機能している。医科大学という特性もあり、学生の健康問題への対応は特に充実している。

学生のニーズは、(1)で記述した体制を通して把握されており、留学生や障害をもつ学生への対応も(1)で記述した体制を通して行われている。

学生の経済面の援助としては、本学独自の「学術振興後援資金」による大学院学生・留学生対象の奨学金援助及び学部学生の国際交流の経済支援を行っている。また、日本学生支援機構奨学金や各種奨学金制度への申請援助体制、授業料免除制度も整備されており、学生による申請、利用状況もよい。

基準 8 施設・設備

本学における教育研究施設は、大学設置基準で必要とされる校地面積、校舎面積において、いずれも基準を上回っており、講義実習棟、基礎臨床研究棟、臨床研究棟、臨床講義棟、看護学科棟等を有し、有効に活用されている。また、施設のバリアフリー化に関して、病院建物については、既に整備済みであり、学部建物については、平成 18 年度から 4 年計画で整備を予定しており、講義室への車椅子用座席の設置、出入口扉の自動化、階段手摺の設置などについては既に整備済みである。

本学では、学生や教職員への安全・安心な教育研究環境を提供するため、文部科学省の「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」を踏まえ、本学の中期目標・中期計画と事業の内容・緊急性を考慮した「旭川医科大学施設整備 5 か年計画」を作成し、順次整備している。

主要な施設における運用については、設置目的を明記し利用に関する規程を定め、学生生活のしおりへの掲載やホームページ上で公開している。また、「旭川医科大学施設の有効活用に関する規程」を定め、使用面積及び配置の見直し等を含めた全学的な教育研究施設の有効活用を図っており、その結果、最近では、寄附講座の研究スペースを確保することができた。

本学では、インターネットに接続する学内LANが整備されており、パソコンの台数は、情報処理実習室に100台、講義室に計8台、チュートリアル室に計30台、図書館に21台で、在学中は自由に使用できるように体制を整えている。情報処理実習室は、学部学生は6時から21時まで、大学院学生は6時から23時まで利用できる。

図書館は24時間開館しており、自動貸出装置により無人開館時でも貸出が可能で、文献検索がいつでも行えるとともに、館内には無線LANを整備し、個人の所有するノート型パソコンを持ち込み、インターネットを利用することも可能となっている。

図書館では、医学・看護学分野に必要な図書・雑誌・視聴覚資料・電子情報資料を網羅的に収集し、系統的に整備することによって利用者への便宜を図っている。シラバスに掲載されている参考資料や授業科目「医学チュートリアル」での参考資料など学生や教員が必要とする図書についても可能な限り整備するとともに、最近のニーズに応えた視聴覚資料のビデオ、DVDも整備している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示すデータや資料は、事務局で収集・蓄積し、自己点検・評価等に活用している。学生による授業評価は、全授業担当教員に対し毎年度実施している。

学外有識者で構成する外部評価委員会が取りまとめた外部評価報告書等の提言や意見等を中期目標・中期計画に反映し、事業年度ごとに実施状況等について自己評価している。同じく、卒業生や関連教育病院など学外関係者から得られた意見についても、中期目標・中期計画などに反映している。

各種評価の結果は、報告書等の配付やホームページへの掲載などにより学内外に周知するとともに、指摘事項に対する検討、改善状況等について、定期的に点検評価室が調査している。

学生による授業評価の結果は広報誌、報告書、ホームページなどにより周知されるとともに、その結果を基に教務・厚生委員会を中心に関連委員会等で検討し、FDワークショップの開催、チュートリアル教育の改善、臨床実習教育の改善、シラバス内容の改善などに繋げている。また、授業評価の結果や教員に対する意見は、各教員にフィードバックすることで、それぞれの教員が担当する授業の内容・方法等の改善に役立てている。

教務・厚生委員会を中心に、学生からのアンケート結果や、教育課程の改編や担当教員の異動に伴うニーズに対して、FD講演会やワークショップを定期的に実施している。

また、教育活動の質の向上を図るため、教務関連事務職員、技術職員などの教育補助者に対して、適宜関連する研修、講演会へ参加する機会を与えている。

以上のように、教育活動に係るデータ等が適切に収集・蓄積されるとともに、学外関係者の意見や提言が大学運営に適切に反映されている。また、各種評価の結果に基づく教育の質の向上と改善のための取組が継続的になされている。

基準10 財務

旭川医科大学の資産総額（固定資産及び流動資産）、負債総額（固定負債及び流動負債）、資本総額（資本金、資本剰余金、利益剰余金）等は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び業務実施コスト計算書の財務諸表から判断して、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる状況である。

経常的収入は、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するため、継続的に確保されており、大学の目的を達成するための活動で、財務上の基礎として、適切な収支に係る計画を定めて、関係者に明示されている。

また、平成18年度の決算報告書では、過大な支出超過となっていない。

さらに、大学の目標を達成するため、教育研究活動に対して、競争的環境の創出を図ることを目的として、教育研究基盤校費の配分（一部）にあたっては、貢献度評価に基づく傾斜配分を行っている。

本学の財務諸表については、監事及び会計監査人の意見とともに、経営協議会、役員会及び教授会に報告のうえ、官報、ホームページに掲載し、適切な形で、公開している。

本学の財務に関する監査として、本学の規則及び法令に基づき、内部監査、監事監査及び会計監査人監査が適正に実施され、何れも適正である旨の報告がなされている。

基準 11 管理運営

運営に関する重要事項の企画立案等を行うための学長補佐会議（学長、副学長、図書館長及び事務局長で構成）を毎週開催し、学長によるトップマネジメント体制を確立している。また、重要事項を審議する、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会は、議長である学長がリードする形で各委員の意見を聞きながら意志決定を行っている。なお、管理運営に関わる学長、理事、副学長の職務、権限、選考については、文書で明確に示されている。

役員会及び経営協議会には、学外の有識者を加え、外部のニーズを、また、学生、職員のニーズについては、投書箱や学内会議等により把握し、管理運営に反映させている。

事務組織として事務局を置き、事務局長を筆頭に3部9課を置くほか、内部監査を行う学長直属の監査室を置いており、各部署に適切な人員を配置し、それぞれの職責を果たしている。管理職員は、各種マネジメントセミナー等に参加しており、また、事務職員等は、各種研修や講演会に積極的に参加する等それぞれ資質の向上に取り組んでいる。

監事（2人）は、業務と会計に関する定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施するとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に陪席し、業務運営の実施状況の把握に努めている。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、教育理念・目標、中期目標・中期計画及び年度計画とともに、事業年度ごとに業務実績報告書、財務諸表等としてホームページに掲載し、大学構成員が必要に応じて閲覧できるようにしている。

自己点検・評価や事業年度に係る業務実績に関する自己評価等を行なうため、教員及び事務職員で構成する点検評価室を設置し、当該評価室の下に複数の評価部会を置き、点検・評価を効率的に実施できる体制を構築している。当該評価室による自己点検・評価等は、事業年度ごとに収集する年報データや各種統計資料など根拠となるデータや資料等に基づいて行い、その結果は、学外有識者による外部評価や国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

以上の自己点検・評価や外部評価等の結果は、点検評価報告書、業務実績報告書及び外部評価報告書等として取りまとめ、役員会、教育研究評議会、学長補佐会議、教授会及び全学説明会等で学内に周知し、大学運営や次期年度計画等に反映するとともに、ホームページに掲載し広く社会に公開している。また、国立大学法人評価委員会等からの指摘事項等については、役員会等に報告するとともに関連委員会にフィードバックし、その改善に向けた取組を行っている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_asahikawa_d200803.pdf

Ⅴ 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-1-1	旭川医科大学概要 (P.6)
	1-2-1-2	大学案内 (P.3)
	1-2-1-3	医学科履修要項 (P.9 社会医学基礎Ⅰ)
	1-2-1-4	看護学科履修要項 (P.10 人間科学Ⅱ)
	1-2-1-5	学長挨拶 (ウェブサイト) 等
基準2	2-1-1-1	組織機構図
	2-1-2-1	学生生活のしおり (P.11・12・16～19 教育課程と学習)
	2-1-2-2	教務・厚生委員会関係の議題等一覧
	2-1-5-1	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則 (抜粋)
	2-1-5-2	旭川医科大学図書館規程
	2-1-5-3	旭川医科大学病院規程
	2-1-5-4	旭川医科大学入学センター規程
	2-1-5-5	旭川医科大学教育センター規程
	2-1-5-6	旭川医科大学保健管理センター規程
	2-1-5-7	旭川医科大学動物実験施設規程
	2-1-5-8	旭川医科大学実験実習機器センター規程
	2-1-5-9	旭川医科大学放射性同位元素研究施設規程
	2-1-5-10	旭川医科大学情報処理センター規程
	2-2-1-1	教育研究評議会 議題等一覧
	2-2-1-2	教授会 議題等一覧
	2-2-1-3	大学院修士課程委員会 議題等一覧
	2-2-1-4	大学院博士課程委員会 議題等一覧
	2-2-2-1	教務・厚生委員会及び各種委員会等委員
基準3	3-1-1-1	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則 (抜粋)
	3-1-1-2	講座・学科目等教員配置状況
	3-1-1-3	国立大学法人旭川医科大学中期計画 (抜粋)
	3-1-1-4	教員組織編制のための基本的方針
	3-1-1-5	教育研究組織等の再編に関する方針 (抜粋)
	3-1-6-1	旭川医科大学教授選考細則
	3-1-6-2	旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ
	3-1-6-3	旭川医科大学教員の任期に関する規程
	3-1-6-4	旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則
	3-1-6-5	旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せ
	3-1-6-6	旭川医科大学教員の人事等に関する特例規程
	3-1-6-7	旭川医科大学教員の選考基準に関する規程
	3-2-2-1	教員評価実施要項

	3-2-2-2	教員評価実施手引書
	3-2-2-3	教員評価結果【集計】
	3-2-2-4	旭川医科大学教務・厚生委員会授業評価委員会細則
	3-2-2-5	学生による授業評価実施要領（抜粋）
	3-2-2-6	広報誌「かぐらおか」第126号
	3-3-1-1	研究活動領域と教育内容（例示）
	3-4-1-1	旭川医科大学事務局事務分掌規程（抜粋）
基準4	4-1-1-1	旭川医科大学概要（P.7）
	4-1-1-2	大学案内（P.3）
	4-1-1-3	入学者選抜要項（ウェブサイト）
	4-1-1-4	学生募集要項（ウェブサイト）
	4-1-1-5	大学入試センターハートシステム
	4-1-1-6	本学携帯電話サイト
	4-1-1-7	大学院（修士課程）学生募集要項（ウェブサイト）
	4-1-1-8	大学院（博士課程）学生募集要項（ウェブサイト）
	4-2-1-1	入学者選抜要項
	4-2-1-2	AO入試学生募集要項
	4-2-2-1	医学科2年次後期編入学学生募集要項（抜粋）
	4-2-2-2	看護学科3年次編入学学生募集要項（抜粋）
	4-2-2-3	帰国子女特別選抜学生募集要項（抜粋）
	4-2-2-4	私費外国人留学生選抜学生募集要項（抜粋）
	4-2-2-5	修士課程学生募集要項（抜粋）
	4-2-2-6	博士課程学生募集要項（抜粋）
	4-2-3-1	旭川医科大学入学試験委員会規程
	4-2-3-2	旭川医科大学AO入試実施委員会規程
	4-2-3-3	旭川医科大学編入学試験実施委員会規程
	4-2-3-4	旭川医科大学学力検査委員会規程
	4-2-3-5	旭川医科大学面接試験実施委員会規程
	4-2-3-6	旭川医科大学地域枠推薦入学試験実施委員会規程
	4-2-3-7	旭川医科大学入学センター規程
	4-2-3-8	試験実施要領
	4-2-3-9	旭川医科大学大学院委員会規程
	4-2-3-10	修士課程看護学専攻入学試験実施体制
	4-2-3-11	修士課程看護学専攻入学試験実施要領
	4-2-4-1	入学センター活動報告書
	4-2-4-2	「学生トレース支援システム」イメージ図等
基準5	5-1-1-1	旭川医科大学学則（別表1，別表2）
	5-1-1-2	モデル・コア・カリキュラム準拠状況（抜粋）
	5-1-1-3	医学科履修要項（P.9・10・43・44 社会医学基礎Ⅰ～Ⅳ，P.114・115・164・165 臨床医学

		概論Ⅰ～Ⅳ)
	5-1-1-4	看護学科履修要項 (P.7・8・10～13 人間科学Ⅰ～Ⅲ)
	5-1-3-1	旭川医科大学概要 (P.19・20 研究領域)
	5-1-4-1	医学科履修要項 (P.31～33 自然科学入門)
	5-1-4-2	放送大学との間における単位互換に関する協定書
	5-1-4-3	北海道教育大学との間における単位互換に関する協定書
	5-1-4-4	東京女子医科大学医学部との特別聴講学生に関する協定書
	5-1-5-1	時間割
	5-2-1-1	医学科履修要項 (巻頭「医学科授業科目の単位数及び履修年次等」)
	5-2-1-2	看護学科履修要項 (巻頭「看護学科授業科目の単位数及び履修年次等」)
	5-2-1-3	医学科履修要項 (P.8・16・17・30・42)
	5-2-1-4	看護学科履修要項 (P.20・21・46・47)
	5-2-2-1	医学科履修要項
	5-2-2-2	看護学科履修要項
	5-2-3-1	医学科履修要項 (P.30～33・94)
	5-3-2-1	進級判定資料 (医学科第1学年学業成績評価一覧表・抜粋)
	5-3-2-2	卒業判定資料 (医学科第6学年学業成績評価一覧表・抜粋)
	5-4-1-1	旭川医科大学大学院学則 (別表第1, 別表第2)
	5-4-2-1	大学院履修要項・修士課程 (授業科目等一覧)
	5-4-2-2	大学院履修要項・博士課程 (P.143・144)
	5-4-3-1	大学院共通科目 (共通先端医学特論) の講義内容 (抜粋)
	5-4-4-1	Learning Wizard (e-Learning ウェブサイト)
	5-4-5-1	大学院共通科目 (共通先端医学特論) 講義予定 (抜粋)
	5-5-2-1	大学院履修要項・修士課程
	5-5-2-2	大学院履修要項・博士課程
	5-6-1-1	大学院博士課程学生募集要項 (P.7～10 各コースにおける研究指導教員と所属講座名)
	5-6-1-2	大学院修士課程学生募集要項 (P.10～12 授業科目の講義等の概要)
	5-6-2-1	大学院学生名簿
	5-6-2-2	旭川医科大学ティーチングアシスタントの受入れに関する要項
	5-6-2-3	旭川医科大学リサーチアシスタントの受入れに関する要項
	5-7-2-1	修了認定資料 (博士課程修了予定者一覧・抜粋)
	5-7-3-1	旭川医科大学修士論文審査実施細則
	5-7-3-2	旭川医科大学博士論文審査実施細則
	5-7-3-3	旭川医科大学修士論文審査に関する申合せ
	5-7-3-4	旭川医科大学博士論文審査に関する申合せ
	5-7-4-1	大学院 (修士課程) 学生に対する相談窓口の開設について
基準6	6-1-1-1	旭川医科大学教務・厚生委員会規程
	6-1-1-2	旭川医科大学教務・厚生委員会教育課程編成委員会細則
	6-1-1-3	旭川医科大学教務・厚生委員会チュートリアル教育実施委員会細則

	6-1-1-4	旭川医科大学教務・厚生委員会基本的臨床能力教育実施委員会細則
	6-1-1-5	旭川医科大学教務・厚生委員会臨床実習委員会細則
	6-1-1-6	旭川医科大学教務・厚生委員会 Computer-Based Testing 実施委員会細則
	6-1-2-1	学位（課程博士）授与台帳（過去5年分）
	6-1-2-2	大学院学位申請論文（修士課程・博士課程）（訪問時提示資料）
	6-1-5-1	関連教育病院等との意見交換会議事要旨
	6-1-5-2	教育活動の点検・評価のための調査集計結果
基準7	7-1-1-1	新入生ガイダンス実施要領
	7-1-1-2	医学部医学科第2年次後期編入学式等日程
	7-1-5-1	外国人留学生名簿
	7-1-5-2	外国人留学生に対する日本語補講、チューター配置の実績
	7-1-5-3	構内バリアフリー化整備計画（平成13～21年度）
	7-2-2-1	学生生活のしおり（P.51～57「8. 課外活動」、P.171「12. 学内建物案内図」）
	7-2-2-2	広報誌「かぐらおか」第125号
	7-3-1-1	旭川医科大学保健管理センター規程
	7-3-1-2	保健管理センター年報（第8号 P.19～22）
	7-3-1-3	学生生活のしおり（P.45「3. 健康管理（担当 保健管理センター）」）
	7-3-1-4	保健管理センターのしおり
	7-3-1-5	学生生活のしおり（P.34～36「7. セクシュアル・ハラスメントの防止について」）
	7-3-1-6	医学科第1学年担当の学生相談対応実績
	7-3-1-7	新入生合同研修会しおり（抜粋）
	7-3-3-1	旭川医科大学学術振興後援資金事業に関する要項
	7-3-3-2	授業料免除状況
	7-3-3-3	旭川医科大学学術振興後援資金事業の実績
	7-3-4-1	旭川医科大学授業料の免除及び徴収の猶予に関する規程
	7-3-4-2	奨学金貸与状況
基準8	8-1-1-1	教育研究施設（旭川医科大学概要P.41「建物等配置図」）
	8-1-1-2	土地・建物面積
	8-1-1-3	講義室設備一覧
	8-1-2-1	旭川医科大学キャンパス情報ネットワーク全体概念図
	8-1-3-1	旭川医科大学体育施設使用要項
	8-1-3-2	旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項
	8-1-3-3	旭川医科大学福利厚生施設セミナー室使用要項
	8-1-3-4	旭川医科大学学生室使用要項
	8-1-3-5	旭川医科大学図書館利用規程
	8-1-3-6	旭川医科大学情報処理センター利用要項
	8-1-3-7	旭川医科大学施設の有効活用に関する規程
	8-2-1-1	旭川医科大学図書館ホームページ
	8-2-1-2	図書館利用案内

基準 9	9-1-1-1	学校基本調査の手引（抜粋）
	9-1-1-2	定期試験時間割
	9-1-1-3	旭川医科大学情報データベース項目一覧
	9-1-3-1	学外関係者の意見の反映状況資料
	9-1-4-1	旭川医科大学点検評価報告書「教育・研究・社会貢献活動」（平成 14 年 3 月）
	9-1-4-2	旭川医科大学外部評価報告書「教育・研究・社会貢献活動」
	9-1-4-3	全学テーマ別評価自己評価書「教養教育」
	9-1-4-4	「教養教育」評価報告書（全学テーマ別評価）
	9-1-4-5	平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
	9-1-4-6	平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
	9-1-4-7	平成 18 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
	9-1-4-8	平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果
	9-1-4-9	平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果
	9-1-4-10	教育課程に関する教員アンケート集計結果
基準 10	10-1-1-1	平成 18 年度財務諸表等（P.1・2 貸借対照表）
	10-1-2-1	平成 16 年度決算報告書
	10-1-2-2	平成 17 年度決算報告書
	10-1-2-3	平成 18 年度決算報告書
	10-2-1-1	中期計画・中期目標一覧（P.13～18「予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画」）
	10-2-1-2	平成 19 年度年度計画（P.13～16「予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画」）
	10-2-1-3	第 1 期中期計画期間における財政計画調書
	10-2-3-1	「独創性のある生命科学研究プロジェクト」配分額
	10-3-1-1	財務諸表等の公開状況
	10-3-2-1	国立大学法人旭川医科大学監事監査規程（抜粋）
	10-3-2-2	監事監査計画書
	10-3-2-3	監事監査報告書
	10-3-2-4	独立監査人の監査報告書
	10-3-2-5	国立大学法人旭川医科大学監査室規程（抜粋）
	10-3-2-6	国立大学法人旭川医科大学監査室内部監査規程（抜粋）
	10-3-2-7	平成 19 年度 年度監査計画
	10-3-2-8	旭川医科大学会計内部監査細則（抜粋）
	10-3-2-9	平成 18 年度監査計画書
基準 11	11-1-1-1	国立大学法人旭川医科大学役員会規程（抜粋）
	11-1-1-2	国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程（抜粋）
	11-1-1-3	国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（抜粋）
	11-1-1-4	事務組織及び人員配置状況
	11-1-1-5	旭川医科大学事務局組織規程
	11-1-1-6	旭川医科大学事務局事務分掌規程
	11-1-5-1	研修参加状況

旭川医科大学

11-2-1-1	管理運営等に関する規程一覧
11-2-1-2	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（抜粋）
11-2-2-1	旭川医科大学概要（教育理念・目標その他各種データ等）
11-2-2-2	中期目標・中期計画
11-2-2-3	平成19年度年度計画
11-2-2-4	平成18年度財務諸表等
11-2-2-5	点検評価関係資料
11-3-1-1	旭川医科大学点検評価規程（抜粋）